

河合町議会会議録

令和8年 6月10日 開会

河合町議会

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （6月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
佐藤利治	3
杵本光清	27
馬場千恵子	32
長谷川伸一	51
常盤繁範	71
○散会の宣告	89
○署名議員	91

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）

（ 第 3 号 ）

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和8年6月10日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	松 山 善 之
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生活環境部長	森 川 泰 典
まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
政策調整課長	林 嘉 明	危機管理課長	植 村 一 之
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
税 務 課 長	佐 藤 愛	子 育 て 健 康 課 長	谷 田 悦 子
こども未来 課 長	中 山 寛 子	環境対策課長	内 野 悦 規
建 設 課 長	吉 田 和 彦	下水道課長	上 原 郁 夫

教育総務課長 川 村 大 輔

生涯学習課長 吉 川 浩 行

会議に従事した事務局職員

事 務 局 長 高 根 亜 紀

係 長 在 原 聖 人

開会 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和8年第2回定例会を開会いたします。

本日の一般質問は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承くださいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、終わらせていただきたいと思います。

本日の質問は6番から10番の質問です。

それでは、質問を許します。

◇ 佐 藤 利 治

○議長（疋田俊文） 6番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 皆様、おはようございます。議席番号4番、佐藤利治が、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、異常な暑さの中でのプール授業で子供たちをどう守るのか、災害時のライフライ

ンの水について、ドライブレコーダーを利用して事故や犯罪の抑止ができないか、新たな財源確保のために、企業の広告や命名権の販売等、大きく3点の質問をさせていただきます。

本題に入ります。

昨年、2025年は全国では熱中症による死者は1,521人とされており。子供たちを暑さから守るために、どのような対策を計画、実施されていますか。近年の酷暑を受け、実技はなく、座学みの学校も出てきているようですが、基本的にどのように考え、継続できる環境をつくるのか教えてください。現在施行中のラーケーションの進展を教えてください。

災害時のライフライン、水について。

河合町に個人管理の井戸はどのぐらいの数がありますか。そのうち飲料水での届けはどのぐらいあるのか教えてください。個人の所有物ですが、災害時の協定等を考えておりますか。

防犯カメラの必要性はご理解いただいていると思いますが、大変高価です。多種の犯罪に対して抑止力、事件の早期解決のために、行政だけではなく、住民の皆様のお車のドライブレコーダーを利用して車へ「見守り活動中」等のシールを貼る等を検討したことはありますか。

町有施設へのネーミングライツ（命名権）、また企業広告について。

各公共施設で行い、新たな財源をつくりませんか。幹線道路に隣接している町有地に企業の社名、町民グラウンドのフェンス、ふるさとマップの広告利用、印刷物であればごみ袋、河合町が公務で使用している各種の封筒へ企業の社名広告はいかがですか。封筒は何種類あり、年間どのぐらい発注、金額も教えてください。現状のまま何もしなければ問題も起こりませんが、少しでも新たな財源づくりを一緒に進めていきませんか。

以上の質問、よろしくご答弁お願い申し上げます。再質問は議席にて行います。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、小学校での水泳授業についてお答えさせていただきます。

小学校の水泳授業における児童を暑さから守るための熱中症対策については、近年の夏季における酷暑は児童の生命を脅かしかねない極めて深刻な課題であると認識をしております。教育委員会としましては、現在、次の2点に基づき徹底した対策を講じております。

1点目、徹底した実施判断と予防措置として、暑さ指数、WBGT等の客観的数値に基づき、基準超過時は水泳授業を中止、座学へ切り替えるよう厳格に指導をしております。実施

時も細かな水分補給やプールサイドへの打ち水など、体調管理と環境整備を徹底しております。

2点目、今後の継続方針として、酷暑による中止リスクの回避や教職員の負担軽減、維持コスト削減の観点から、民間スイミングスクールへの委託も視野に入れ、検討していきたいと考えております。移動時間の確保や施設容量といった課題と、従来の学校プールが持つ柔軟性を比較検証しつつ、各校の状況に応じた最適な環境づくりを進めてまいります。

次に、ラーケーション制度の導入と現状についてですが、令和8年4月1日より、児童生徒が平日に保護者等と校外活動を行うため、年間最大5日まで欠席としないラーケーション制度を導入いたしました。報告書不要で、出席停止、忌引等の扱いとしております。現在の取得者につきましては、小学校で22名、中学校で1名でございます。

ラーケーションは年間を通して計画的に活用するものであるため、今後は学校行事が落ち着く時期や長期休業前後などの利用により、人数は着実に増加すると見込んでおります。今後は、パンフレットによる周知、申請フォームの利便性を改め、アピールし、より申請しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

次に、3つ目のご質問、町有施設へのネーミングライツ、広告についての町民グラウンドのフェンスについてお答えをさせていただきます。

ネーミングライツ、広告につきましては県内でも多くの自治体が実施されております。町民グラウンドのフェンスにというご提案ですが、幹線道路に面しており、車両や近鉄電車といった交通網があり、多くの方が目にするということは認識しております。現時点ではネーミングライツ、広告について取組はできておりませんが、議員が提案していただいている財源づくりにおいては、この制度の目的である町と事業者との協働により、町に新たな財源確保を行うことは地域の活性化にもつながるものだと思います。新しい取組でもありますので、費用対効果の期待ができるかを慎重に精査し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私からは、2点目にご質問いただいております災害時のライフラインに関する部分についてまずお答え申し上げます。

その中の1つ目、個人管理の井戸についての部分でございますが、災害時の水の確保につ

きまして、町内2か所の配水池の整備や各団体、企業の防災協定によりまして、体制の強化に本町として努めておるところでございます。

また、生活用水につきましては、令和6年能登半島地震にて長期断水の際、生活水の確保が大きな課題となったことを受け、本町でも災害時の代替水源の重要性を再認識しておるところでございます。こうした背景の下、昨年10月に開催されました総代・自治会長会の会議において、住民の皆様のご協力を仰ぎ、町内の個人井戸の実態調査というものを実施しております。調査対象は、日常的に利用されている井戸とし、その結果、町内5つの地域で計13基の井戸となっております。井戸水などの飲料利用は保健所が所管となっております、製造業等の営業用として水道水以外を使用する場合は許可が必要となっておりますが、個人が家庭内で使用する飲料用の井戸につきまして、届出制度は設けられておりません。

個人井戸の協定等について、貴重な水源である個人井戸を災害時に地域で活用させていただくということは、本町の防災力を高める上で非常に有意義であると考えております。

今後は、国のガイドラインや、他の自治体の先進的な取組を参考に、登録制度のような枠組みを構築いたしまして、所有者の方々へ丁寧な説明を重ね、協力体制の整備に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次のドライブレコーダーに関する部分でございますが、ドライブレコーダーにつきましては、防犯カメラ同様に映像を記録することにより、犯罪の心理的抑止や犯罪発生時における犯人の早期検挙にもつながるツールであると考えております。町の防犯対策といたしまして、自治会への防犯カメラの設置助成事業や、小学生の登下校時の見守り活動、警察、自治会など、関係機関が連携を図り、町の安全確保について進めておるところでございます。

ドライブレコーダー設置車両等へのシール等の貼付けの検討というのは現在のところ行っておりませんが、犯罪対策の多様化という観点からも、先進事例を参考に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、3点目にご質問いただいておりますネーミングライツのご質問のうち、町有地、ふるさとマップ、そして、各種封筒に関する部分について、私よりお答え申し上げます。

町有施設や町有財産の有効活用というのは、本町の公有財産を最大限に生かし、新たな財源を確保するために有効な取組であると認識はしております。その中におきまして、本町では広報紙、そしてホームページ、そして巡回ワゴンにて広告を募集し、広告料を頂いている実績がございます。

また、封筒に関しましては、窓口用封筒として、企業広告入りの封筒を既に導入しており

まして、令和7年度では7,000枚を無料で作成しております。こちらにつきましては、収入というものは無いものの、印刷に関する経費の削減ということができるところでございます。

さて、ご質問にございます各公共施設、幹線道路沿いの町有地へのネーミングライツや広告についてですが、広告等の内容につきましては、町のイメージを損なうリスクや老朽化等に伴う安全管理上の責任など、様々な検討が必要となってまいります。まずは安定的な管理体制を構築できるのか、また、契約業務や校正業務に要する人件費等に見合った費用対効果が期待できるかを慎重に精査し、判断してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ふるさとマップの部分でございますが、こちらにつきましては、設置されてから30年程度が経過しており、面板の経年劣化に加え、スマートフォンなどの地図アプリの普及や個人情報保護の観点から、当初の地域の住宅地図としての役割を果たすことが難しくなっております。元来ふるさとマップは地域コミュニティの強化を目的として設置されたものでありますので、引き続き地域の方々が主体になって活用していただきたいと、令和6年度の総代・自治会長会で地域の意見を反映させたアンケート調査を実施いたしまして、その結果、改修していくということが決定しております。

このことから、広告媒体として利用するのではなく、総代・自治会長会の事業として地域で活用していただくために、令和6年度より順次改修を進めておるという状況でございます。

最後に、封筒についてでございますが、先ほど紹介した窓口用封筒以外に、主に通知文書などの郵送に使用する、いわゆる茶封筒ですね、これを約26万円で約2万7,000枚、納税通知書等を郵送するために、窓あき封筒を約75万円で約6万1,000枚作成しているという実績がございます。

私からは以上でございます。

○議長（疋田俊文） 森川生活環境部長。

○生活環境部長（森川泰典） 私のほうからは、ネーミングライツにおきまして、町指定ごみ袋への有料広告について答弁させていただきます。

本町にお聞きましては、ごみの減量化及び適正排出の促進を目的として、指定ごみ袋を導入させていただいております。指定ごみ袋への広告掲載につきましては、新たな財源確保の手法の一つとして有効であることは認識しております。しかしながら、導入に当たりまして、視認性と識別性の確保、広告主の選定と公平性、製造コストの増加等につきまして慎重に検討する必要があると考えております。よって、現時点におきましては、町民の皆様への適正

排出の啓発と円滑な収集業務の認知を最優先とすべきと考えております。

今後におきましても、他自治体の先行事例を注視しつつ、新たな財源確保の取組について調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、再質問におきましてお願いがございます。一部順番を変えさせていただきます。子供たちの質問、水泳授業と保護者と平日に郊外で学ぶラーケーションは最後の質問とさせていただきます。本日6月10日は時の記念日でございます。時間の都合で少し早口になりますが、ご協力お願い申し上げます。

新たなライフライン、井戸について。

もちろん今、答弁聞きましたけれども、賛同していただけると思いますけれども、災害時や水不足のとき、個人所有の井戸を河合町に登録していただき、災害時に利用できればと考えています。もちろん賛同していただけますね。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

このたびの個人井戸の災害の趣旨に関しましては、部長お述べのとおり、前向きに進めていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 災害時に河合町では、水の供給が停止しても、約7日間は住民の皆様が水を取りに来ていただけたならご支給できるようになっております。しかし、高齢者の方、お体の不自由なお方は、できれば住まいの地域で支給していただければ本当に助かります。大変な災害時、当事者の笑顔がうかがえるようなことを進めていきませんか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

災害時におきまして、飲料水と生活用水、この2つの用途の確保が重要であると考えてお

ります。配水池に貯留されている水は浄水でありますので、飲料用としての確保となっております。個人井戸に関しましては、生活用水の確保の観点から進めてまいりたいと考えておりますので、高齢者等への皆さんの水の提供については、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここで国の動きと災害井戸についてのことに触れていきたいと思います。

災害用井戸は、各自治体が災害時の利用を想定して事前登録しており、個人や企業所有の井戸も登録できます。能登半島地震の際、復旧の遅れた水道の代替水源として注目されましたが、現状としては令和6年の調査では、全国1,741市町村のうち、473自治体しか、約27%しかしておりません、登録は。河合町もできれば500番目に入れるよう努力していきませんか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

佐藤議員お述べのとおり、今現在、災害井戸の登録というのは全国で進んでいる現状も把握しております。町といたしましても、災害時の水の確保という点では非常に重要なものであると考えておりますので、昨年調査いたしました結果を踏まえまして、各所有者の皆様に丁寧に進めていくよう、制度も構築して進めていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 発災後の報告の状況が出ている部分があるんで、ちょっと読ませてもらいます。石川県七尾市は、発災時24時間、災害井戸が開放され、全ての地域で約200メートル以内での利用ができ、高齢者の皆様から近隣にくみに行ける井戸があり、助かったとお声があったようです。他の地域での災害を自分事と考え、必ずやっていただきたいんですが、いかが考えますか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

災害用の個人井戸に関しましては、まずその井戸を所有の所有者さんのほうの同意というのが非常に重要な点であると考えております。それを制度と災害時の非常用というところで、丁寧に所有者の皆様にご説明させていただきまして、趣旨をご理解いただいて、非常時には地域の皆様に使っていただくような、そういう形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 事前打合せ資料もお渡ししてはありますが、発災から約21日間の間には100リットルの水が必要と国の指針には出てます。飲料水、炊事、トイレ、洗濯水、21日ぐらいたつと洗濯水も要するというので、その辺はこの辺のことも考えていただいて、できればもう一日でも早い動きを取っていただきたいと思います。

ちょっと確認します。国は災害時地下水利用ガイドラインを昨年3月に策定し、制度の創設を促しております。もちろん入手しておりますか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

令和7年3月に国のほうから災害時地下水利用ガイドラインというのが出ているのを担当課のほうも確認しております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 近隣町では、昨年、一般予算で住民を守るために新たな災害井戸を掘りつくりました。御存じですね。他町のことで、どのように思いましたか。

ここからはお願いが少し入りますが、各自治体で災害井戸を推進するに当たり、水質調査や明示版の設置を行政が補助、サポートされているところも多々あります。ご協力いただいているお方への少額でもメリットも検討していただきたいが、いかがですか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

近隣で災害の井戸を掘られている現状は把握しております。町といたしましては、災害用

の井戸というのは地下水源までの掘削工事であったり、井戸設備だの、多額な費用がかかるというのも想定しております。現状で使える水源を有効活用し、町としては進めてまいりたいと考えております。

あと、2点目の掲示板であったり、水質検査ですね、そちらのほうも表示板というのはやっぱり地域の皆様に分かっていただくためには必要なものかと思っております。水質検査等に含めましても、費用がかかりますので、この辺の調査をしながら、今後ちょっと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 水質調査についてはうちはないと思うんですけども、飲み水でいけるというところは。もし飲み水であったとしても、大きな地震等で揺れたときに、地層でその水が本当に飲めるのかどうなのかという、その発災時のチェックも必要になってくると思うんです。そういう意味で言ってますんで、ご答弁は結構ですので、よろしくお願いします。

先ほどもご答弁一番最初にありましたけれども、5つの地域で13か所あると。能登地域とか、そういうところではもっと多いというのは分かるんですけども、うちにしてはたくさんあると思うんです。それをできたら住民の皆さんに協力をいただいて、しっかりと有効利用していただきたいなと思います。

以上で災害時の新たなライフライン、災害井戸の質問は終わります。

続きまして、住民所有のドライブレコーダーを利用して。

犯罪や事故は多種多様化しております。職員の方がパトロール等で平時にも努力していただいております。しかし、マンパワーには限界があり、また、他の行政でも新しい大きな公園ができると、約70%ぐらいは防犯カメラが設置されています。同じことができればいいんですが、年間河合町では選ばれた地域に2台から3台取付けというのが今の現状みたいです。厚かましいお願いではありますが、住民の皆様の車に取り付けてあるドライブレコーダーを利用して、犯罪抑止、事件・事故の早期解決を進めたいと考えております。一つの手段として趣旨を理解していただき、ご協力してくださる方へマグネットシート、シールなどを車に貼っていただく、そのような施策はできないでしょうか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

ドライブレコーダー、ステッカー等の作成になるんですけれども、まずはステッカー作成費用なども調査させていただきまして、公用車等の貼付けができないか、その辺からまず検討を始めて進めていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっとしつこく言いますけれども、近隣町でもやっているということ
で勉強されていると思うんですけれども、高い犯罪抑止効果、見せる防犯、それと住民のそ
れを貼ることによっての防犯意識の向上、地域の安全を守っている、そういうことを踏まえ
ているわけですね、そのたった1枚のシールで。だから、その辺をよく考えていただいて、
どうせやるんならドライブレコーダーついているとか、町所有の車だけではそんな100台も
ないでしょう。だから、できたら住民にも同じようにご協力いただく。まずやりやすいとこ
ろであれば、課でベースでいくのであれば、自主防災の方に声をかけるとか、そういうところ
から一遍始めてはどうですか。

○危機管理課長（植村一之） 議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

佐藤議員よりご提案いただき、ありがとうございます。

町としましては、先ほどご提案いただきましたとおり、まずは地域の皆様に普及していく
という点では防犯活動を実施されております地域安全推進委員の皆様であつたり、自主防犯
組織など、団体の方々に趣旨のご理解が得られやすいのではないかと考えておりますので、
そういう団体や皆様の方に勧めていくような形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 参考までに近くに、隣町でやっているところがあるから、そこで十分か
も分かりませんが、先ほど言うてました、ちょっと戻って申し訳ないんですけれども、
井戸に関してはやっているところは少ないと思うんです。埼玉県白岡市、災害時協力井戸、
これ5万2,000人ぐらいの規模の市です、白岡市は。それと三重県尾鷲市、これも1万4,000

人ぐらいの。だから、うちと同等の人数がいてるようなところですので、参考までにちょっと調べて、またしてください、井戸については。

近隣町のものをやっているのをちょっと借りてきましたんで、コピーなんですけれども、議長、議運委員長にお許しを得ましたんで、見ていただきたいと思います。倍の大きさにしてます。こういうふうな車に貼るような、2倍の大きさです、これが。河合町でもし検討するのであれば、若い人たちが欲しいなど。どこに行ったらもらえるのか、頂けるのかなと思っていただけるようなものをつくっていただきたい。例えば上牧町のバイクのナンバープレートのはちゃんとすな丸くんに嫁が来ました。すなちゃんとか、半年ぐらいはいろんなアイデアやデザインを募っていただきたいと思います、いかがですか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

こちらのステッカー等は、確かに議員お述べのとおり、デザインというのが非常に重要なものであると考えております。また、一般の方々に普及していくとなりますと、やっぱり貼っていただきやすいデザインであったり、例えば女性の目線、そういうのも入れながらデザインというのを工夫して考えていく必要があるとは考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ドライブレコーダー、ステッカー、シールについての質問を終わります。

町有施設へのネーミングライツ（命名権）及び広告について、具体的に進めていきます。

町が所有の土地で幹線道路に面している場所へ企業の社名広告等はいかがですか。例えばですけれども、高齢者介護のことならAホームへご相談くださいとかいかがですか。

○総務課長（西村直貴） はい。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 広告に関しましては、先ほどご答弁させていただいたとおり、費用対効果もございます。企業のそういったイメージ等もございますので、そういうようなものも含めた上で、総合的に考えた上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。河合町に今いろんなことを選んでいる余裕はないと思うんです。お金もうけできるんなら、すぐにでもやるべきです。佐味田川駅前の町民グラウンドのフェンスに企業の広告を検討して前向きにやっていきたいというような建設的な意見が出ましたけれども、よく考えていただきたいんです。私は2019年6月に初めて議場に登壇させていただきました。質問をさせていただきました。住民からのご意見でした。電車から見える位置にコマーシャル看板を取り付けてはと。グラウンドの命名権の販売と河合町の価値を上げたいとお話をお聞き、質問いたしました。仮の話で申し訳ないですが、もし8年前に住民の意見を聞き、取り組まれていたら、1年30万円としても約240万円の新たな財源が現在生まれております。本当に残念です。仮の話ですので、これ以上しつこくは述べませんが、住民の意見を聞く、失敗を恐れず取り組む、それが少し足りないのではないと思いますが、いかがですか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 町民グラウンドということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに町民グラウンドのフェンスの上段部分は、こちらにつきましては幹線道路、あと近鉄の電線といった交通網からよく見える位置にあるというふうなことは認識させていただいております。フェンスにその広告を設置できるのかどうかということも含めて補強が必要などところもございます。そこも考えていく必要があるかと思えます。議員おっしゃっているような高いところも必要かと思うんですけれども、いろんな視点から町民グラウンドの低いところのフェンス、そういったところも安全面を考慮しながら広告を設置する、そんなことも有効的だと考えていきたいと思っております。よって、新しい取組ということになりますので、総合的には判断して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今の町民グラウンドのグラウンドの件なんですけれども、先日ごみを拾いに住民の方と行っているときに言われました。高い高さまでツタがもう生い茂ってます。あんなの3日であそこまでなりませんよ。1週間に1回パトロールに行って、チョキチョキ

すればあんなことになりません。そこのツタの草じゃなくて、看板をつけたら、年間何十万でも入ってくるのであれば、それはもう来月からでもやるべきですと私は思っています。

たらの話ばかりしたら申し訳ないんですけども、あと1点だけ言わせてください。皆様が今注目されているまほろばホールですが、建設されて30数年が経過しております。もしネーミングライツが行われたなら、数百万円の財源はたまっていたのではと思うと本当に残念でなりません。同じ考えですか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

町民グラウンドのフェンスのツタが伸びている部分、こちらについては認識させていただいております。早急に対応させていただけたらと考えております。

また、文化会館、図書館につきましてもネーミングライツのお話につきましては以前にもご質問いただいたというところは認識させていただいております。ちょっと慎重になっているところもございます。全国的にもネーミングライツの事業につきましては自治体では多く、また募集がないということも事例にあったようなこともお聞きしております。町といたしましては、収益で安定的な施設運営ができる、期待できるという取組の一步を踏み出すことが大事だということで認識をさせていただきますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

参考までに最近見た新聞の中に青森県平川市の文化センター、年85万円でやっているということで、地方版に出てました。昨年からやっているみたいです。上がってきたお金85万円は施設の維持管理費に活用しているようです。一遍調べて参考までにしてください。

次、ふるさとマップにいきます。

ふるさとマップは順次手をかけてくださっております。西大和学園、南東のものは現地で確認いたしました。ありがとうございました。

もう一度確認いたします。数量はどれだけありますか。また、昨年3月に質問しております総代・自治会長会からは撤去もしくは改修を希望するとの結論ですね。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） お答えさせていただきます。

ふるさとマップの数でございますが、現在24でございます。今、取り組んでいる事業でございますけれども、昨年度の以前の答弁と同じでございますけれども、総代・自治会長会の事業として順次改修を進めている最中でございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 昨年3月には、約30年前の設置で、費用、住民の皆さんの税金を使うて立てたけれども、資料が残ってないので費用幾らかかったか分からない。私、そのときに、もう分からなかったら仕方ないねと。私は皆さんの税金で設置したものをもっと住民のお声を聞くべきではと苦言を述べましたが、その後、検討、検証はされましたか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 以前の答弁でございます。そのときに様々な意見、選択もありますけれども、ふるさとマップに関しては改修するということで対応させていただいているというふうに説明をこちらもさせていただいているところかと思っております。そのちょっと利活用につきまして、これまでの検討の経緯がございますので、ちょっと重複するところもあるかと思いますが、ちょっと説明をさせていただきます。

利活用につきましては、広告なども当初あったようではございますけれども、議論を重ねる中では、ふるさとマップというのは元来地域コミュニティの強化目的として設置されたものであるため、引き続き地域の方々が主体になって利活用してもらいたいと、令和6年度の総代・自治会長会の定例会で協議を重ねてまいりました。その結果、各総代・自治会長に地域の役員の方々の意見も聞いていただき、アンケート調査を実施したところ、ほぼ全ての大字自治会から撤去もしくは改修を望む回答が寄せられました。

こうした地域のご意見を踏まえまして、ふるさとマップの改修については令和6年度から総代・自治会長会の事業として今実施をしていくことを承知の上、これまでの住宅地図から避難所や町の情報を掲載した河合町お散歩マップへと順次リニューアルをしている最中でございます。マップの内容に関しましても会議の中で協議をして、地域にあれば役に立つ情報を決定し、令和6年度に2か所、令和7年度に1か所を改修しております。

つきましては、今後に関しましても毎年総代・自治会長会で協議の上、地域コミュニティーの強化及び安心・安全のために活用できるように、継続して改修を進めていく方針でございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 毎年総代・自治会長会にも一度言うて結論出ているんじゃないんですか。もういいんじゃないですか。

本題に戻りますけれども、順序が全く理解できないんですよ。住民の税金で立てたものを何台設置してあるか、この間25台と聞いてましたけれども、24台と。何台を改修、いつまでにやるのか。残りは今回お願いしているように広告収入を得ていけるのか。また、他の利用方法が検討の順番になるんじゃないんですか。その税金で立てたものを総代・自治会長会に毎年毎年同じように聞いて、判断して、住民の声はどこへいくんですか。住民代表やからということで、駄目だとは言いませんよ。そやけど、議会で質問していることに対して住民の声に答えてないでしょう。どうします、それは。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） すみません、そうですね。令和6年度に総代・自治会長会で方針は決定しております。ですので、毎年総代・自治会長会に諮っておりますのは、どこの分を改修していくのかというところを全体のバランスも含めまして話をしていくというところでございます。方針に関しましては重複になりますけれども、改修していくというところになっております。決めた経緯でございますけれども、先ほども説明させていただきましたけれども、総代・自治会長会で各地域の役員を含めまして、その意見を徴収した上でのアンケートの結果というところでございます。ご理解をお願いいたします。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） それは総代・自治会長会で決めているから何も言えない。そうしたら、この3月定例議会で言っている、今回の議会でも言っている、その住民の声にはどう応えていくわけですか。住民軽視、議会軽視するわけですか。担当課へは令和6年7月、8月にご相談に行ってます。2年も3年もそのままでは最終撤去ではもったいない。すぐに有効利用

を考えなければ残念な結果しかないと考えますが、違う考えですか。もっといい代案か何かありますか。お金もうけできる、あの看板で。教えてください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策課長。

○政策調整課長（林 嘉明） そうですね、観点に関しまして、その財源の確保という観点から考えますと、今のそのふるさとマップをどういう広告であるとかに利用するという意見も出てくるのかと思います。先ほども申し上げましたけれども、一旦そういう話も出ながら、今は地域のために使っていくというところがございます。元来の目的を達成するために今は進んでいるところございまして、総代・自治会長会の意見としての今進行をさせていただいております。

ふるさとマップに関しましては、地域コミュニティのためという前提がございます。大通りに設置されているものも少ない状況でございます。地域住民の方がその近くを通る際に、広告があればいいのか、地域のためのものがあればいいのかという観点で、これに関しましては地域コミュニティのために使用させていただくというところを進めさせていただいております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 課長、僕が言うてることをちょっとゆっくり言うんで、聞いてほしいんですけども、何個あって、それを有効利用は何個やと。それで撤去を何個やと。何でそんな1回の会合で決められへんのですか。偉い人が寄るわけでしょう、総代・自治会長会で。一遍に決めたらいいですよ。それで、次の質問があったときにでも、はっきりといつまでにこれをこうするというのを住民に知らせたらいいですよ。何でそれができへんのですか。ちょっと理解に苦しむんですけども。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私からお答えいたします。

これまでも林課長のほうから今後の方針については、地域の自主性に任せて、主体的に総代・自治会長会の議論によって活用していくということはお答えしているとおりでございます。議員ご提案の何らかの収入を得るための手段としてこのふるさとマップを活用するということは今考えていないということは既にお答えしているとおりでございます。

○4番（佐藤利治） 分かりました。議長、すみません。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。ゴミ袋に移っていきたいと思います。

我が町からも多くのお買物に行かれている町外の商業施設、AドンキまたはBライアルと、町民がお買物等に利用していれば広域になってもいいと考えております。数か月前の調査では、近隣町はまだ動いてないようですので、すぐにでも新たな財源が必要なら、営業に行くべきと思いますが、いかがですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 内野環境政策課長。

○環境対策課長（内野悦規） 町内、町外の企業に広告を依頼するという件でございますが、行政が作製しますゴミ袋等について、行政のほうから特定企業に依頼するというところで、その特定企業を推進しているという誤解を招く可能性があることから、それについてはちょっと難しいというふうに考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） どこでもやってますよ、全国。ゴミ袋、最近では先ほど部長がおっしゃった印刷物ですから、印刷のコストがかかると。何も印刷全部1枚ずつせんでも、表の袋にだけ印刷を香川県の高松市はやってますよ。何ぼでもあるんです。何でお金もうけしようという努力をしないんですか。やらない、やらない、できないばかりで。ちょっとその辺考えてくださいよ。何か答弁、部長、お願いできますか。

○議長（疋田俊文） 森川生活環境部長。

○生活環境部長（森川泰典） 当然生活環境部のほうでもゴミ袋のほうへの広告については確認はさせていただいております。ただ、先ほど課長も言いましたように、当然広告を記載する際にどのようなルールでするのか等を含めても慎重に決めなければならないというように思っております。そういう観点で、今現在の段階では少し調査研究とかをしたいということで考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） できるだけ急いでくださいね。隣町でうちよりか半年以上遅く始まった。

脱線しますけれども、スタッフなんかでももう既に動いてますんで。だから、よそに財源を持っていかれるということなんです。そういう危機感を持って動いていただきたいんです。

それと、打合せ時も言いましたけれども、ごみのポイ捨て等抑止の看板、またペットのふんは飼い主が必ずお持ち帰りくださいの看板、河合町の税金を使って、財源で買ってます。

そこにペットフードメーカーの商業広告で財源をつくるのはどうですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○議長（疋田俊文） 内野環境政策課長。

○環境対策課長（内野悦規） ご提案ありがとうございます。ただし、先ほど申したとおり、行政のほうから特定企業にお願いするということにつきましては、特定の企業を推奨しているという誤解を招く可能性があることから困難であるというふうに考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） その辺もうちょっと勉強してください。全国の各行政の市町村が全部法規を犯していると言うんですか。おかしいと言わないでください。ちょっともうあきれますわ。

ちょっと次の問題にいきます。

封筒ですね。封筒に商業広告を打つ、広告収入を得るということは問題はないんですね。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） 封筒につきましては、既にもう広告入りのものを実施しているというところでございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと教えてほしいんですけれども、その封筒、その広告を打って企業を推奨しているという先ほどどこか訳分からん人が言うてましたけれども、そういうふうな話って出たことがありますか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 封筒の中にも例えば今、広告入れているのが窓口でお渡ししてい

る封筒、すなわち中に入ってるものが、行政から来たものが当然受け取る方が御存じなわけですね。一方で、別に広告が入ってない封筒、茶封筒というやつなんですけれども、それは郵送等でお送りするものなので、ちょっとそういった例えば民間企業が来てはいけないような配慮をする、民間企業から届いたと誤解を招くようなことがあってはならないということで、そういった配慮から今のところ広告を入れてないという例はありますが、特に手渡しで渡している封筒については、これら企業を推奨するようなものではないということは理解していただくために印字等をしてお渡ししているところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほど答弁ありました7,000枚の無料封筒、私も存じてませんでした。ありがとうございます。これが取組として8万8,000枚の封筒の101万円、この財源をどうしていくかということの知恵を使ってほしいと思います。できれば目標として半額の50万円を来期でも目指してほしいと思いますが、どのようにお考えですか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 今、広告が入っていない部分をさらに広告を入れていけばというご質問だと思うんですけども、まずその収入を得るという視点は必要なんですけれども、やはり役場から届いたものであるということを理解していただく必要が一番重要ではないかと考えておるところでございますので、そういった上で、例えば県税の自動車税の封筒などでは、もしかすると広告が入っておったような気がしますので、そういった事例を参考に、今後一度検討してみる必要はあるのかなと思っております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

ここからは決断していただくため、町長、副町長にお伺いします。町長や議長にお叱りを受けるかもしれませんが、極論ですが、庁舎屋上に道路から、電車から見えるところで広告を打ってもいいと思います。毎年決まった財源が見込めるのであればと思っております。もちろん住民の皆さんから品がないとのお声も出るとは思いますが、住民の皆様は毎年財政問題で申し訳ないが、肩身の狭い、つらい思いをしております。新しい財源確保ができるのなら

何にだって挑戦すべきと考えますが、いかがですか。

○副町長（松山善之） 議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（松山善之） ご質問ありがとうございます。

佐藤議員におかれましては、今回の質問に限らず、他自治体のいろんな先進的な取組をいろいろご研究なさって、この場でいろいろご提案いただいていることには敬意を示したいと存じます。

今のこの議論の一番根底にあるのは、あらゆる手段を尽くして、この財政難の河合町の財政に対して、少しでも取組を進めていけと叱咤激励をいただいていると受け止めておりますので、やれることについてはどんどんやっていかなければいけないと思いながら、先ほどから議論を拝聴しておったところでございます。

我々実施するかどうかを決める上で、先ほど内野課長も答弁いただきましたが、やはり行政がやっていることなので、日本の社会の中にも自由主義の中で、いろんなお商売、いろんな企業がございしますが、その中にはやはり行政が積極的に関与したり、応援していると受け止められると不適切な業界もあろうかと思えます。ですので、そのあたりの選定基準をしっかりと持つべきということは1つあるかと思えます。

それともう一つ、我々一番実は実施するときに考えますが、これは職員のマンパワーなんです。これは議員の皆様ももうご覧いただいているように、日々のやらなければならない業務で非常に忙しくしております。その中でセールスに回るのも新たな取組のセールスについてはほぼ空振りに近いというか、ヒット率が非常に最初は低いことも考えられます。その中ではやはりやってみなければ何事も始まらないとはいうものの、できるだけ確実に手応えのあるものを選びながら、順番にやっていく必要があると思えます。

したがって、このあたりの限られた町のマンパワーも駆使しながら、そのあたりも考慮しながら、バランスを取りながら財源の涵養のために、やれることにつきましては積極的にやっていくべし、これはもう議員おっしゃるとおりなので、それについては検討してまいりたいと存じております。具体的な答弁にはなっておりませんが、総論としてそういう姿勢で臨みたいと思いますので、どうぞよろしく応援のほどお願いいたします。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 副町長、ありがとうございました。期待しておりますので、よろしくお

願います。

続きます。当町と規模や人口も違いますが、2つの現在注目されている地域のお話をさせていただきます。

1つは河内長野市の例です。人口減少による税収減が懸念される中、稼ぐことに特化した部署を新設。昨年ですね、2025年春、営業部を新設しました。100以上の民間企業を訪問、事業への協力を呼びかけ、企業版ふるさと納税は前年から5,500万円増の2億3,600万円になりました。ネーミングライツは新規案件3件で660万円を昨年確保しております。今動かないと河合町だけなぜと住民のお声が聞こえてくると思いますが、どのようにお考えですか。

○副町長（松山善之） はい、すみません。

○議長（疋田俊文） 松山副町長。

○副町長（松山善之） 先ほどに続きましてご答弁させていただきます。

先ほどの答弁と重複するのですが、そのあたりは自治体の政策判断と、どこにその人的な資源を投入するかという判断になります。いわゆる戦略であります。現時点で河合町ではそういういったところまで大胆な方針については庁内で検討が進んでおりませんので、それにつきましても参考にさせていただいて、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 2つ目の山形県西川町、ここは私も注目してます。人口5,000人、高齢化率45.7%、かせぐ課を開設。メインはデジタル住民票等で関係人口を増やすということを目指にやってます。NFT、偽造できない唯一無二のというような意味なんですけれども、それで約5,000人の人口の町が2,000万円を得て、高齢者への施策のため基金を積み立てしております。

今回、封筒からごみ袋、町民グラウンド、公共施設、ふるさとマップ、時間の都合で触れなかった歩道や道路を含めると、最低でも6つから7つの部署になり、新しい部署が必要と考えます。もし必要でない、できないのなら、一体どなたが、どの部署が旗を振り行うのか教えてください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 山形県の西川町の事例をご紹介されました。確かに西川町でその

ような事例があるということは我々も承知しておるところでございます、この西川町、財政指標である将来負担比率がゼロということで、河合町よりかなり余裕のある自治体であると思います。したがって、抱える課題というのは本町とはまた違うのかなとは考えておるところでございます。

その上で、専門の部署の設立というところなんですけれども、これまで森川町長は就任以来、柔軟でスリムな組織ということで、どちらかというと課の数を減らして、それらの連携を強化しようということで、組織運営を心がけてこられました。これからはどうしてもその専門の課というものをつくりますと、確かに専門性が増したりとか、もしかすると解決までの時間に要するスピードは短縮されるのかも分かりませんが、伴いまして、例えば課長が必要で、人件費が高騰したりとか、職員数が多く要ったりとか、そういったことも考えられますので、やはりそれぞれ抱える問題に対して、それぞれの部門が先進的な事例を参照にさせていただきながら、河合町の形として好ましい形を検討させていただきたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。ありがとうございます。

町長に少し聞きたいんですけれども、どうしてもすぐに動けないときには、できれば西川町へ2日間でも勉強に職員を行かせてほしいんですけれども、お約束していただけますか。もう議員、あんたが行きたいやったら、あんた1人で行ってこいと、そんな寂しいことを言わずにお願いします。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 佐藤議員のご質問にお答えします。

他町で始められられている様々な取組を私たちもしっかりと勉強させていただいて、その取組のいいところを持って帰りたいと思いますけれども、しっかりとまた佐藤議員からお聞きして、その状況いかんでは一緒にまた視察に行かせていただきたいと思います。思っております。

また、今後やはり持続可能な行政サービスを提供していくためには、従来の管理中心の発想から、限られた資産を最大限に生かす経営という視点の転換が不可欠だと考えておりますので、行政組織である以上、景観の保持や公共性の維持といった守るべき価値を損なうことは決して許されませんので、そのため、まずは町内の有形資産の洗い出しや、また、民間事

業者のノウハウを取り入れた広告事業のモデルケースの構築などをまた庁内でしっかりと議論させていただいて、今後取り組んでまいりたいと考えておりますので、またよろしく願いをいたします。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 町長、もう少し前向きな答えいただけるかなと思って勝手に想像したんですけども、全国の行政でもすぐやる課、もう皆さん、おなじみのもうける課、芦屋市なんかではお困りです課とか、そういうようなものもありますんで、できたら住民の方の笑顔が望めるような、そういうふうな、河合町にとっては財源のようならいいわけですから、少しでも。そういうふうなのになちょっと取り組んでいただきたいなと思います。

以上でネーミングライツ、財源等については終わります。

お待たせしました、水泳授業。今年も4月22日から熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました。また、最高気温が40度以上の日の名称が酷暑日になりました。暑さに対しての災害は防げる可能性が高いです。やめる、止める判断が重要です。事故発生ときには判断により人災と言われるケースも考えられます。しかし、大切な授業です。まず確認ですが、水泳授業は大切であり、継続していかなければならない。同じ考えですか。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） お答えさせていただきます。

水泳の授業は児童の心身の健全な発達や、自分の命を守る自己保全の能力を身につける上で極めて重要な教育活動であると考えております。学校教育においても水泳指導が持つ役割や意義は今後変わるものではございません。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員、あと5分ですので、よろしくお願いします。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

ちょっと時間ないので走りますけれども、隣町では民間の屋内プール授業を委託しております、民間にね。個人的なイメージですが、お昼の使用率の少ない時間帯を子供たちへ割り当てていると思います。教職員は子供たちを安全に引率、移動することに注力することができ、教職員の時間ができ、働き方改革との期待もしておられるみたいです。御存じと思いま

すが、どのようにお考えですか。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） 議員ご指摘のとおり、民間委託への移行はプール管理や指導準備の負担が軽減され、教員の働き方改革に大きくつながるものと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 香芝市の例では、スポーツ公園プールの屋内プールがこの4月にオープンしました。市で11校ある小学校で、本年は1つの小学校が屋内プールを利用します。担当者が今悩んでいるのは子供たちの安全な移動です。河合町は香芝市に対して利用についてお願い等、相談するような考えはありますか。

○教育総務課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） お答えさせていただきます。

近隣自治体の屋内プール活用につきましても、児童の安全な水泳環境を確保するための大変有効な選択肢の一つとして検討していきたいと考えております。他の自治体の施設であるため、利用可能な時間帯や移動手段の確保、相手方との調整など、クリアすべき実務的な課題はございますが、広域連携による有効活用の観点からも、共同利用のお願いや具体的な連携の可能性について、近隣自治体と協議していきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

校区外で保護者と学ぶラーケーションの成果、説明の中で教職員や保護者からのお声というのは問題点等あったら教えてください。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） お答えさせていただきます。

本制度運用については、現時点で特に問題はございません。

一方で、成果としては、児童生徒が学校内にとどまらない生きた学びを実践できている点

が挙げられます。具体的には、平日の混雑を避け、地方へ赴き、その土地の歴史や伝統文化を深く学んだり、豊かな自然に直接触れたりする活動が行われています。また、職業体験など、机の上だけでは得られない主体的な探究学習の機会が創設されており、制度の目的である多様な体験活動の確保において確かな成果を上げていると考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

時間もないので、最後、森川町長、職員の方にエールを送ってお話を締めたいと思います。

今日は目が回るぐらい多種の質問を通じて住民のお方の代弁を行いました。11日に開幕するサッカーワールドカップに向け、森保監督の決意の抜粋ですが、選手というところを職員に変えてエールを送り、質問を終えていきたいと思います。

サッカーは相手と接触で負けないことが重要です。職員たちは世界を相手に勝てるだけの身体能力を身につけてきました。それに加え、環境に適応する力や周囲とつながる力、目標へ向かって個人でもグループでも過去を未来につなげて成長していく力が日本の強みだと考えます。職員にはこのレベルアップを目指すと同時に、根幹となる組織力の大切さを忘れてはいけなと伝えてきました。職員の皆さん自身のため、住民の皆さんのため、失敗を恐れず挑戦してください。

以上で佐藤の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） これにて、佐藤利治議員の質問を終結いたします。

◇ 杵 本 光 清

○議長（疋田俊文） 7番目に、杵本光清議員、登壇の上、質問願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 改めましておはようございます。議席番号8番、杵本光清が、通告書に

基づき一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問ですが、令和7年、去年ですね、令和7年1月の埼玉県八潮市での道路陥没事故を受け、令和7年3月に一般質問をいたしました。ちょうどその頃、令和7年3月に国土交通省は、全国の地方公共団体に対して下水道管路の全国特別重点調査を行い、その途中段階での報告が昨年9月になされていましたが、令和8年4月21日には、令和8年2月末での調査結果が公表されました。

そこで質問します。まずは前回、令和7年3月の一般質問で確認しました本町が管理する下水道施設について、もう一度確認する意味で現状をご説明願います。再質問については自席にて行います。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） それでは、私より、下水道施設に関する現状などについてお答えいたします。

令和7年3月に国土交通省より地方公共団体に対しまして管径2メートル以上かつ平成6年度以前に布設された下水道管路を対象といたしまして、全国特別重点調査の依頼がございました。河合町が管理する全ての施設といたしましては、管径15センチから1メートルの下水道管路が約103キロメートル埋設されておりますが、管径が調査の対象に満たないため、本町が管理する下水道管につきましては調査の対象外となっております。

しかしながら、下水道は重要なインフラ施設の一つであり、万が一管路の破損などが生じた場合には大きな被害が想定されますことから、町といたしましては、優先順位を設定した上で、継続的に調査、点検を実施しており、また、老朽化した下水道管につきましては、毎年管渠更生工事等を行い、施設の健全化を図っているところでございます。

以上となります。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

これからは今回の一般質問の本題、メインの部分でございますので、よろしくお願いいたします。

今回、国土交通省が実施した下水道管路の全国特別重点調査の概要及びその結果について説明願います。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原下水道課長。

○下水道課長（上原郁夫） 全国で535団体、延長5,332キロの管路が調査対象となりました。

調査方法には、目視やテレビカメラによる目視調査と、空洞調査の2通りがございます。令和8年2月末時点で、目視調査を5,121キロ実施した結果、対策が必要な延長は748キロでした。その内訳は、原則1年以内の速やかな対策が必要な緊急度1の延長は201キロ、5年以内の対策が必要となる緊急度2の延長は547キロでした。

また、空洞調査を1,326キロで実施した結果、地盤中で確認された空洞は96か所であり、既に全ての空洞調査については対策済みであると報告されております。

以上です。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

数字がたくさん出てきたので、ちょっと整理して話を進めていきたいと思います。国土交通省の調査ですが、今回、下水道の直径が2メートル以上のもので、30年以上前に布設された下水道が対象であるということ。下水道は全国に5,332キロメートルあって、2月末の時点で5,121キロメートル調査が終わっていると。その5,121キロメートルの中で対策が必要な下水道管は748キロメートルあり、原則1年以内の速やかな対策が必要な緊急度1は201キロメートル、5年以内の対策が必要となる緊急度2の延長は547メートル、その結果に基づき、次の質問をさせていただきます。

先日の国土交通省及び奈良県の発表によりますと、県内に緊急度1の原則1年以内の速やかな対策が必要となる管路がある市町村が見受けられます。まずは確認します。奈良県内の緊急度1の管路がある市長村はどこになりますか。また、その延長は何キロになりますか。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原下水道課長。

○下水道課長（上原郁夫） 原則1年以内の速やかな対策が必要となる緊急度1と判定されたのは、1市2町、大和郡山市、広陵町、三宅町における約0.5キロでございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） 分かりました。では、大和郡山市、三宅町、広陵町の緊急度1の場所は

どこになるんでしょうか。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原下水道課長。

○下水道課長（上原郁夫） 1つ目に、大和郡山市、西奈良口町、西観音寺町、北鍛冶町、高田町、柳町、天井町、筒井町、馬司町の9か所、493メートルです。

続きまして、三宅町は伴堂町の1か所、1メートルです。

3つ目に、広陵町沢1か所、2メートルでございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

難しい名前がたくさん出てきて、読むのも大変だったと思います。私もこの地図で確認作業しました、ここの土地名について。大体具体的に申し上げますと、JR郡山駅のすぐ西側をおおよそ南北に通る郡山市の市道ですね。そこで何か所か緊急度1があると。また、県道108号大和郡山広陵線、郡山警察署の前を南北に通る県道、ここで数か所。流域下水道管理者用敷地、これ馬司町のところなんですけれども、流域下水道管理者の敷地の中に緊急度1の部分があると。三宅町の伴堂に関しましては、県道197号結崎田原本線、三宅町役場の少し東側を南北に通る線1か所。広陵町につきましては、第二浄化センターの敷地内ということで確認をしております。

今回の調査において、河合町では、緊急度1というのは判定されなかったんですけれども、応急処置をした上で5年以内の対策が必要とされている緊急度2の管路は河合町内にあるんでしょうか。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原下水道課長。

○下水道課長（上原郁夫） はい、河合町でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） では、その河合町の中にある緊急度2の管路ですが、どこに布設されており、その延長はどれくらいになりますか。

○下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原下水道課長。

○下水道課長（上原郁夫） 県道天理王寺線の広瀬台３丁目、ホンダ西大和店から西山台のスーパー万台河合町店までの約1.4キロの管路となります。

○８番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○８番（杵本光清） 本町に布設されていますその管路ですけれども、管理というのは奈良県で行うものでございますので、それは認識しております。よって、本町がその対応をするわけにはいかないんですけれども、緊急度２ということで応急処置をした上で５年以内の対策という部分を町としてやはり確認する必要があると思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 奈良県では緊急度２と判定されました管路について、速やかに設計を行い、５年以内に順次対策工事を実施していくことを確認しております。町といたしましては、生命に関わる重要な対策工事に関しまして、今後におきましても県と連絡を密にし、進捗状況の確認等に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○８番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○８番（杵本光清） ありがとうございます。

命に関わる部分でございます。何かあってからでは遅いんですので、しっかりと県と連絡を取りながら、工事のほうを進めていただけるように、町としても働きかけをお願いいたします。

以上で私の一般質問を終結いたします。

○議長（疋田俊文） これにて、杵本光清議員の質問を終結いたします。

10分間暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時４９分

再開 午前１１時００分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 8番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場千恵子議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） こんにちは。議席番号10番、通告書に基づいて質問いたします。今回3点質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

熱中症対策について。

年々深刻化する猛暑の中、住民の命と健康を守るために行われている熱中症対策について、具体的にお示しください。既に昨年と比較しても、熱中症で搬送された方は1.7倍とされています。一層の対策を求めるものです。

2、サポートブックの活用について。

前回、質問時に早急にサポートブックの周知と活用を促していきたいという答弁でしたが、その後の取組及び進捗状況はどうでしょうか。5月2日に奈良県を震源地とする地震が発生しました。今後の地震災害時におけるサポートブックの必要性を痛感したところでございます。

また、先日、河合町障害福祉計画等策定委員会に参加させていただいたときに、災害福祉支援ネットワーク（DWAT）についてお聞きしました。県では既に数年前から設置されているということですが、河合町ではどのように取り組まれていますか。

3番目は大和の礎についてです。

奈良県営馬見丘陵公園に、ちょっと前は省きますが、「戦争は悲惨な犠牲をつくとともに、その家族の幸せも奪い取っていきます。私たちは身をもって体験したこのような悲劇を二度と繰り返さないように、未来に向かって強く訴え、永久に平和でありますように願ってやみません」というご遺族の思いでこの大和の礎が建てられました。この碑があるのは、地番では河合町の佐味田に位置します。平和の思いを受け継ぎ、多くの方に訪れてもらえるように、町としての取組を行ってはどうでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうから、馬場議員のほうから質問のありました1番、熱中症対策についてと、2番、サポートブックの活用について答弁させていただきたいと思います。

1点目の熱中症対策についてですが、広報6月号に熱中症予防と対策として特集を掲載しております。クーリングシェルターですが、公共施設では、役場本庁、出張所、保健センター、心の交流センター、豆山の郷、町立公民館、スポーツ公園管理棟となっております。昨年同様に、河合郵便局、西大和高塚台郵便局、西大和星和台郵便局にもご協力をいただいております。昨年度に引き続き、熱中症警戒アラートが発表された際は、メールやLINEで周知してまいります。

また、今年度から暑さの避難所ののぼりも掲げております。住民の皆様の目にも留まりやすくなっていると考えております。暑い日が続き、一時的に暑さをしのぐために立ち寄っていただくことも可能となっております。

続きまして、2点目、サポートブックの活用について答弁させていただきます。

サポートブックとは、発達障害など支援が必要な方の情報を家族、学校、福祉、医療、就労支援などで共有するためのもので、奈良県が作成しております。町のホームページからダウンロードできるようにしているほか、保健センター、役場、こども園など、子供に関係する場所に見本を設置し、直接手に取って見ていただけるよう啓発に努めております。本冊子は各家庭でダウンロードできるため、所有者数の正確な把握は困難ですが、窓口で実物を見て冊子が欲しいとお声がけいただくなど、見本設置による啓発効果が出始めております。

今後の取組ですが、今年から本町では、5歳児健診が始まりましたので、健診時に必要な方が手に取って見ていただけるよう周知啓発してまいります。

サポートブックは本人の特性や支援方法を1冊にまとめ、入学、進学、就労等のライフステージが変わっても支援をつなげやすくするものですので、今後も周知、活用促進に努めてまいります。

また、DWA Tの取組状況の質問がありましたので、答弁させていただきます。

大震災などの災害時には、特に高齢者、障害を有する方が長期間の避難を余儀なくされることで、心身の健康を低下させる二次被害が発生する懸念があります。一部の都道府県ではDWA Tという災害時に福祉チームを派遣するシステムを構築している人のことです。奈良

県も既に構築されております。大規模災害時は、周辺の地域でも同じように被災されていることから、町単独で福祉チームを素早く形成することは困難です。そのため、県が構築しているDWA Tの連携を視野に入れ、県などへの派遣要請体制に取り組んでまいります。

河合町では、災害時における医療・保健対策を重要な課題として認識しております。感染症や持病の悪化、避難環境の悪化など、二次被害を防ぐための保健予防活動、生活環境、衛生対策など、必要な対策を中和保健所を中心に連携しつつ、町内の保健師で定期的に会議を行い、実働を想定したマニュアル作成に向けた検討に着手しております。

以上です。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私から、3点目にご質問いただいております大和の礎についてお答えいたします。

大和の礎につきましては、財団法人奈良県遺族会が作製され、その後、奈良県営馬見丘陵公園の中で設置された銘板となっております。芽生えと名づけられたチューリップの新芽が地面を割って出てきて、フキノトウやツクシがそれに寄り添うように新芽を出している様子をイメージしたモニュメントがございまして、その周りに戦没者のお名前を刻銘した銘板、大和の礎が設置されております。

満州事変以降の奈良県出身戦没者約2万7,000名の名前が刻まれておりまして、慰霊を目的とするものではなく、戦没者の貴い犠牲を改めて心に刻み、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さを末永く後世に伝えていくために作製されたものと聞き及んでおるところでございます。より多くの方がこの大和の礎に訪れてもらうための取組というところでございますが、河合町が設置したものではないことや、県営公園内に設置されているということから、関係する方と丁寧に協議を重ねた上で対応を考えてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、河合町では、例年7月から8月に原爆パネル展を開催しておりまして、命の貴さや平和への祈りを伝える取組というのを実施しておるところでございます。この中で、ご質問の大和の礎につきましても、その趣旨をご理解いただきながら紹介することも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 熱中症対策についてですけれども、既にご承知のように、年々深刻化している状況にあります。その中でクールスポットの旗を今年からクールスポットというか、避難所というふうに書かれてますけれども、立てていただいたということで、これは去年から要望しているところでしたけれども、今年早くから掲げていただいています。ただ、そののぼり旗に避難所というふうに書いているんですけれども、確かに避難所なんですけど、漢字が難しくて、小さな1年生や2年生、子供さんになかなか分かりにくい。子供さんにも一目で分かるような旗にしてもらえたらなと見たときに思ったところなんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

それと、クーリングシェルターについてですけれども、広報にも書かれていますけれども、昨年と比べて図書館やまほろばホールが減っています。そういった中でこの暑さ対策について、熱中症の対策についてこのクーリングシェルターを増やしていく、そのようなお考えはありませんか。

それと、このシェルターについてですけれども、なかなか増やすというのは難しいかもしれませんけれども、ある自治体では広報で応募しているというか、うちの企業というか、薬局も含めてですけれども、コンビニとかも含めて、うちはシェルターに利用してもらえますよというような避難所として活用してくださいというようなところも出てきているということです、公に応募していただくということも考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。

それともう一つ、広報の中で気になったところなんですけれども、今年の広報のこの下の部分に熱中症の特別警戒アラートが出たときに開きますよというところに、ただし書きがついているんですけれども、そのただし書きのところに、自宅などで涼しい場所が確保できる場合は、クーリングシェルターへの移動は必須ではありませんというふうに書かれています。このただし書きについては、去年の広報には書いてなかったんですけれども、今年あえてそれが書かれているというところの意図すべきことと、この内容についてちょっと詳しく説明していただきたいというふうに思います。

まずここまでの質問をしていきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） まず、のぼりの避難所という漢字の件なんですけれども、確かに議員おっしゃるように、小学生には少し難しい漢字だったかなと思っております。次回作製する際には、小学生にも分かりやすいものにしたいと考えております。大人の皆様から

子供たちに、外で暑くて我慢できなくなったら避難する場所ということをお教えいただけると幸いです。

続きまして、クーリングシェルターの追加に関してですけれども、まほろばホール休館に伴いまして、図書館のほうは現在、空調の確認をしているところです。可能となれば追加をさせていただく予定です。

クーリングシェルターなんですけれども、ホームページにおいて、民間施設管理者へ協力をお願いしますということで載せております。ただ、今後は直接出向いて、町内の店舗や施設等に協力の依頼をしていこうと考えております。

あと、広報に掲載しております自宅などで涼しい場所が確保できる場合はという文言なんですけれども、去年の広報には掲載していなかったかもしれないんですけれども、ホームページのほうにはずっと掲載をしております。クーリングシェルターを開設することで、絶対そこに行かないといけないんだというふうに思われたら、外に出られることが危険となりますので、この文言を今回入れさせていただいております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 広報の一番下の部分のクーリングシェルターの利用の仕方について述べたいと思います。確かにこの警戒アラートが出た時点でそこに行くというのは危険なことかもしれません。そういった意味で、2012年、平成24年に環境省のほうからクールシェアというふうに呼びかけられていることがあります。これは地球温暖化対策の一つとして、涼しさをシェアするという意味なんですけれども、環境省は、先ほど言いましたけれども、2012年からスーパークールビズの一環としてこのシェアを呼びかけています。これは1人1台のエアコンをやめて、家庭や地域の涼しい場所をみんなでシェア、共有するということだそうです。家庭の電気代の半分近くがエアコン代にかかっているということもあり、環境に優しくない省エネという意味でも、このクールシェアというのを大いに生かしてもらいたい。シェルターについても、そのクールシェアの意味を付け加えて活用してもらえたらというふうに思います。

自宅で涼しい場所があるなら利用しなくていいという考えなんですけれども、例えば豆山の郷とかは常々河合のいえというふうに位置づけられていて、いつでも活用していいですよというような位置づけになっています。もちろんここも避難所として指定されているところ

ですので、そんなふうに一定の制約をつけるということは、高齢者や小さな子供さんがその家に集まって涼しさを共有する。そこで交流も生まれてくるというような動きにはなっていないのではないかとこのように思います。

クーリングシェルターとそのクールシェアを併せて考えていくという考え方については、先ほども言いましたけれども、経済的な軽減にもなるし、環境を守ることにもなるんですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（疋田俊文） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） クーリングシェルターの定義としましては、熱中症特別警戒アラート発表時に開設しというものになります。なので、クーリングシェルターに関しては、常時ここで過ごしてくださいという場所ではないと認識しております。ただ、豆山の郷などで皆さん集まっていたらということ、クーリングシェルターとは別で可能なのかなとこのように考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それは例えば広報にこんなふうに書いてしまうと、ちょっと足が遠のくのではないかとこのように思います。大いに利用してもらおうというふうに町民の皆さんが環境を守る、省エネにつながるということで利用できますよというような広報も併せてすべきではないでしょうか。それは豆山の郷も含めて公民館でも言えることだと思います。高齢者の方や小さい子供さんをお持ちの方が自由に交流できる場としてのクーリングシェルターの意味を持たせる支援をしていくという意味での活用の仕方については、福祉課ではなかなかシェルター的な意味を重視しておられるみたいな感じですがけれども、町としては、町長にもお伺いしたいんですけども、そういった考え方についてはどうでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） ただいまのご質問なんですけれども、今回の広報に限っては、あくまでも熱中症予防と対策というところの特集で組ませていただいておりますので、ここで熱中症予防をするためには、どういったものがあるかというところで、そこを特集させていただいておる部分でございます。議員おっしゃるように、省エネの部分については、また別の意味合いがありますので、今回の広報については、あくまでも熱中症予防に特化した特集を

組ませていただいております、クーリングシェルターが、これが熱中症特別警戒アラートが発令されると必ず行かないといけないというような誤解を与えてしまっているところ、こういった表記をさせていただいたという経緯がございます。

議員おっしゃっているように、クールシェアですかね、クールシェアについては、確かに省エネの観点からは公共施設で豆山の郷とか、空いている施設を利用していただくのは非常にいいかと思いますので、それはそれでまた別の機会で広報させていただいたらと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 町長のお考えもお聞きしたいところですが、先ほど広報とおっしゃいましたが、どういう形で具体的に住民の皆さんに、暑いときには安心して利用していただけますよというようなことを広報してもらえますか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） ちょっと今までそういった省エネとか、そういったちょっと観点からでなくて、やっぱり命を守るというところで広報させていただいておりますので、ちょっと議員のほうからいただきましたその省エネですね、そういったクールシェアという考え方については、今後検討していきたいと思います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） クールシェアについてはいろんな企業や自治体が既に取り組んでいます。例えば商店街とかのところなんか取り組んでいるのは、そういうのに利用したらポイントをつけていくとか、何かスタンプラリーのようにして、たまると何かプレゼントするとかというような、それぞれの自治体で形は違いますけれども、取り組んでいるのが多いとか、あるんですけれども、ただ、残念なことに奈良県はそういった取組、県としても取り組んでいないのが実情です。

ただ、河合町は、住民に優しい、高齢者に優しい、また河合町から熱中症の人を出さないという意味で、その対策として広報にも述べられていますけれども、クールシェアについても考えていってもらいたいと思いますけれども、町長、ちょっとお考えをお願いします。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 馬場議員さんのご質問にお答えします。

まず、クーリングシェルターですけれども、これはもうあくまで熱中症警戒アラートが出たときの対応という形で考えております。また、クールシェアですかね、これについては、やはり様々な検討をしながら、熱中症にならない対策、また省エネに対しての対策も兼ねて、また検討もしていきたいと考えております。

○１０番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） このクールシェアについては、シェルターについても避難場所も幸いなことにすな丸号がちゃんと行くところですので、そういったところを利用して、その暑い中、てくてくと歩いて行ってもらおうというような形にはならないかと思っておりますので、住民の命と健康を守る、熱中症から守るという意味で、ぜひ皆さんに広報していつてもらいたいというふうに思います。それとシェルターの箇所を増やすという点ですけれども、担当課と人はどういったところを考えておられますか。

○子育て健康課長（谷田悦子） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 町内の店舗や施設等を考えているんですけれども、利用された方が一時座っていただく場所が必要かと思っておりますので、そういう座れる場所があるところを検討して、お願いしに行こうと思っております。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） 具体的にはどういったところを考えておられるのでしょうか。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい。

○議長（疋田俊文） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 具体的にはスーパーやドラッグストア、あと福祉関係の施設を考えております。

以上です。

○１０番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） 私もいろいろと考えてみたんですけれども、コンビニとか、座る場所もあるし、ただ一時しのぎにちょっと涼みに行くというふうにも利用できるしとか思いま

す。それと、1 か所しかないですけれども、銀行、それと商業施設、オークワとか、お店の名前を具体的に出していいのかどうかもなんですけれども、オークワとかも考えられます。ただ、私はちょっと調剤薬局もいいかなというふうに思ったんですけれども、やっぱり感染症の方とか薬を取りに来られたりというのもあるので、これはちょっとふさわしくないかなというふうに思いました。

ただ、もう一つここも行けるのではないかというところに、コインランドリーで、以前涼みに来ているんじゃないかと、暖を取っている人を見かけたんです。そういう意味で、そこも利用できるのではないかというふうに思いました。そういったところをやはり広報でされているようですけれども、具体的にお願いと、ますます厳しい暑さになってきますので、そういうところを計画的にお願いに行ってもらいたいというふうに思いますけれども、いつ頃ぐらいまでにそういったところの具体的な行動につながっていくんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 夏、熱中症警戒アラートが増えてくるのが7月、8月になりますので、今月から少しずつお願いに上がりたいと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それについてはシェルターを増やしていただくというのと併せて進めていってもらいたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に、熱中症対策で教育委員会にもお尋ねしたいと思います。これは児童生徒の健康と安全の確保という点で欠かせないことになっていくかと思います。救急車を呼ばないまでも熱中症の症状が出たお子さんもおられた。去年もおられたかと思います。そういったところの対策についてお聞きしたいと思います。学校ではこういった対策を取っておられますか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどプールのときもお話がありました。プールだけではなくて、まず学校内でWBGT、この機械を使いながら、各学校に置いてますので、体育館で行う行事だったりとか、運動場でする部分であったりとか、そういったところにアラームが鳴ったときには活動を停止するように呼びかけているということを行っております。

また、登下校中、特に気になるところになっております。登下校中につきましては、ネッ

クーラーであったりとか、冷却タオルであったりとか、また保冷剤を使いながら、冷やしながら学校まで来て、また学校から帰るというふうな状況にもなっておりますので、そういった呼びかけ、利用も含めて学校から周知はしております。

あと、子供たちが登校してきたときにもなるんですけれども、なかなか登校中にしんどくなる子も見受けられるところは発生するかと思います。そのときには先生が近くにおれば、その先生が気づく場合もございますけれども、やはり子供同士で気づくように、先生から日頃からしんどくなる子がいてたら呼びかけるなど、そういったところも初期対応、すごく大切なところになりますので、啓発体制、そういったところを大切にしていけたらというところで、また、学校の校長会でもそういった周知は都度都度やっていけたらと考えております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 学校において登下校の対応というのはすごく大切なんですけれども、ただ、ほとんどの子供さんが利用されているかと思いますけれども、ネッククーラーというのか、それについては朝は冷たいけれども、帰るときには冷たくなるみたいな状況になったりしますが、それについての対応はどうかというのと、暑さ指数ですね、これについては危険度が分かれば注意をしているという放送もしてもらっているんですけれども、それは児童生徒にも見えるような場所になっているのかというのと、そういったアラームのようなのが出たときに、本当に運動場に残っている子はいないのかとか、そういうことも含めての確認等もされているのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

まず、登校中に、先ほど述べさせていただきましたネッククーラー、また冷却タオル、保冷剤、こういった部分につきましては、持ってくるときは非常に冷たく使えるところでございます。学校によりやり方はいろいろまちまちなところもあるんですけれども、クラスでまとめて袋に入れて、各学校にはちょっと大きめの冷凍機が学校にはございますので、クラスでまとめた部分をそこで冷やして、帰りには持って帰ると。下校時には使うと。そういったこともさせていただいております。

あと、指数系の件になります。WBGT、こちらにつきましては、基本的には31度以上につきましては、もう活動は中止するようというところで指示はさせていただいているところ

でございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その測定器のようなものは子供さんにも目につくところにあるんでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 各学校2つございまして、1つは体育館の中に常備しておるところでございます。もう一つにつきましては職員室にございまして、例えば運動場でする活動のタイミングであったり、プールに持っていったりということで、流動的に使っているところでございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

いろいろこの暑い時期になると、熱中症の対策というのについては、予防対策についてはいろんなところで喚起されているんですけども、先ほど部長が言われたように、本当に初期対応が必要になります。重症にならないようにどうしていくのかというところ辺で、子供さん同士で、また立哨に参加されているボランティアの方や先生の中からも熱中症の初期の段階での症状についてチェックできる、そのような見逃さないための勉強とまではいかないですけども、お知らせをさせていただいているのでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

まず、登下校中につきましては、子供たちで登校、下校という形になります。特に体調不良のときの対応というのが非常に難しいということでございます。その中で先ほども答えさせていただきましたが、先生が近くにいてるときにつきましては子供の様子は確認できますけれども、熱中症の症状につきましては、例えばめまいがするであったりとか、頭が痛いというふうな症状が多く見受けられるところもありますので、子供同士、そこに敏感に気づくということができるよう、また、水分補給につきましてももちろん対応するということに

なりますので、初期対応の方法、また啓発体制、こちら指導も含めて担任の先生、また地区の先生を含めて、危険な場合につきましては事前に周知をする、指導をするというところで行うようにさせていただけたらと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その初期症状についての対応についての指導を引き続き進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それと水分補給ですけれども、今、子供さんは学校に行くときに水筒を2つ持っていったりというところもあります。先日、王寺町の議員さんに聞いたんですけれども、令和7年から各学校にウオーターサーバーを設置したということを聞いています。水分補給が必要になったときに、そういったものを利用するということで必要なというふうに思っているんですけれども、どうでしょうか。それと併せて給水スポットとして、給水器の設置をされているところもあります。これは大阪のほうの学校なんですけれども、各学校に給水スポットとして給水器を設置しているということでございます。そのような給水器の設置をしていただきますと、小さな子供さんでも水筒を2つも持っていかなくてもいい。必要なときに給水できる、補充できるというふうになるかと思います。この点についてはどうでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

まず、河合町が取り組んでおるのが水筒の持参ということで、水筒を2本もしくは1本というところは個人の差がございますけれども、水筒を必ずたくさん持ってきてもらうような形で呼びかけをさせていただいております。学校によってはですけれども、冷水機がある学校もございます。PTAのほうで設置をさせていただいているところがございます。

王寺町のお話でしたが、王寺町のほうに確認をさせていただきました。令和7年度から各学校の各階にウオーターサーバーの設置をされているということはお聞きしております。こちらにつきましてもある程度の金額がかかるという状況でございます。

河合町につきましては、現状水筒持参を呼びかけるようにしておりまして、例えば水筒の中に氷だけを入れて常温のペットボトルをあらかじめ用意しておく、常備しておくということも考えて、各学校の方針でやっているところがございます。ペットボトルのお茶を持って

きて教室のロッカーに置いていると。帰りには補充をして帰るところもございます。
こういった各ご家庭でのご対応をお願いしているという状況でございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほど言いましたみたいに、ウォーターサーバーとか給水器を設置するということで、子供さんに対する負担が軽くなるということと、子供さんにとっても安心感があるという点で有効かと思います。それと、やはりいつでもそういった状況になったときに水分が補充できるという状況に、学校の現場でも設置するというような、備えるということは必要かと思いますが、どちらにしても、ウォーターサーバーにしても給水器の設置にしても経費がかかることでございますので、町として、町長としてはどのようにお考えでしょうか。費用面でぜひお力を。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 今、町長のほうに質問を指名されましたが、私のほうから答えさせていただきます。学校のことになりますんでね。

この前もPTAの役員の方が私に挨拶に来られまして、やはりもう少しちょっと増設してほしいとか、ただ、グラウンドのところにもう1個あれば、子供が暑いときは遊んでいてもすぐに補給できるんですよ。やっぱりお母さんの視点からそういう意味で要望もいただいております。私はその要望に真摯に応えられるように、来年度に一応また予算は要求したいというふうに考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 教育長のほうからお答えいただきましたけれども、ありがとうございます。

今年の夏はどう乗り切るんやというところも併せてやっぱり学校現場の中で、熱中症の症状の出る子供が生まれないように、ちゃんと対応できるようにしていくかというところで、町の姿勢というのは大切かと思います。町長は一言お願いできますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 馬場議員のご質問にお答えします。

今、熱中症の中でも、もう38度、40度以上の温度が大変夏になればもっと暑くなるような話も聞いております。今、教育長からもお話があったように、しっかりと対応できるように、教育委員会、また財政の立場から、行政の立場から、子供が熱中症にかからないように考えてまいりたいと思いますし、議員も今おっしゃったように、立哨のときに私も1日と15日、立たせていただいております。本当に水筒1本、2本、大きい水筒を小さい体で持っていかれている子供さんもお見受けします。しっかりと学校で熱中症にならないような対策を教育委員会とお話をさせていただいて、子供の安全・安心な学校施設を考えてまいります。今後ともまたご質問の趣旨も分かりましたので、よろしくお願いします。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

子供さんに優しい教育現場を進めていただくということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、福祉のところで聞き忘れたんですけれども、昨年、熱中症の予防カードについて質問させていただいたかと思います。そのときに、後期高齢者連合に情報を伝えて、積極的に推進のほうを進めていきたいというふうにお答えいただいたと思うんですけれども、その点はどのようになっていますか。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい。

○議長（疋田俊文） 谷田課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 昨年ご質問いただいて回答させていただいた部分なんですけれども、後期高齢者広域連合には提案はさせていただきましたが、実現には至っておらないという状況です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 王寺町では町のほうで準備されています。去年もこれ質問させていただいたかと思いますが、1枚につき100円もかからないんですね。室内でも熱中症にかかるという方もおられますので、ぜひそれを実現するだけの予算も、補正予算でもつけていただいて、実現してもらえたらと思いますけれども、その点はどうか。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 熱中症予防カードについてなんですけれども、確かに一定程度有効性はあるのかなとは考えております。ただ、熱中症警戒アラート、特別警戒アラートの部分につきましては、町のほうからお知らせさせていただいている部分もありますし、またテレビ、ニュース等ですね、そういったところで知っていただく機会はあるのかなと考えております。

このカードについては1枚100円といいましても、河合町では7,000世帯を超える部分がありますので、それだけでも費用をざっと見積もりますと70万円程度の費用かかるというところがございますので、これはほかの事業とのバランスも考えながら、また検討していかないといけない課題だと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 高齢者を熱中症から守るという立場でぜひ引き続き検討してもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それと、次のサポートブックについて移りたいと思います。

サポートブックについては、先ほど部長のほうから詳しく説明をしていただいたかと思います。このサポートブック、日常的にはあまり聞き慣れない言葉かと思いますが、私も質問したのは2回目ですので、少しは記憶に残っておられる方もおられるかと思います。障害や発達に不安のある子供さんの情報をその保護者やそれに関わる支援者の方が記入することで、またそれを見ることで、その子についての状況を共有する。その共有することによって、切れ目のない支援を行うというものでございます。特に部長も言われましたけれども、入学したときとか進級して担任が変わったとき、また災害なんかで、この子がこんな子です、こうですというふうに口頭で伝えるよりも、サポートブックで示したほうが正確にちゃんと情報を伝えることができ、支援につなげていけるという本当に有効なものでございますので、ぜひ実現をしてもらいたいというふうに思います。

これについてホームページとか窓口等で広めてもらっているとまではいきませんが、紹介していただいているということですので、これを聞きに来られた方、何人かおられるかと思いますが、そのときにどのような対応をしていただいたんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 各子供関連施設に見本を置いておりますので、その見本も開きなが

ら、ここにこういった内容を書いてくださいという説明をさせていただいて、基本的には若い世代の方も結構多いので、ホームページでダウンロードできますよということは案内させていただいて、直接書かれるという方も中にいらっしゃったら、やっぱりいろいろ写真を貼りたいとか、いろんなご希望がありますんで、基本的にはダウンロードで対応していただいているというような状況でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このサポートブックですけれども、学校の教育現場においても、また保育園、こども園においても支援の必要な子供、また具体的に掌握できる、把握できるので、その人たちにゆっくりと見てもらって、説明をして活用してもらう。その活用することがその子を守ることになるんですよということで広めてもらいたい、そんなふうに思います。特に災害時ですけれども、この間地震等もあって、いつ大きな災害が起こるかも分からないということで、そのときに保護者も含めて支援する者が十分できないというときに、このサポートブックは本当に役に立ちます。ぜひ実現して広めてもらいたいというふうに心から思っているところでございます。

それと、このサポートブックについてもやっぱり先ほど言いましたように、支援の必要な子供さんにその説明をする、それと勉強会をするということも含めて、いろんなところで広めてもらうというか、周知をしていただきたいというふうに思っているところです。

それと併せて通告書にも書きましたけれども、DWATとの関係なんですけれども、私もその委員会で初めてお聞きしたんですけれども、DMATと違ってDWATということで、福祉の構成メンバーということなんです、これは県は既に設置されているということです、部長からお聞きしましたし、私も調べてみましたけれども、県から派遣される、要請して派遣してもらえというようなことらしいです。

ところが、派遣がなかなかおぼつかないということもあります。現実には災害が起こったとき、河合町で被害が広がったときに、DWATについてどのようにされていくのか。河合町でチームを組めという意味ではありませんけれども、災害の二次被害を防ぐ、そのための手だても大きな役割として持っているわけなんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） DWATの派遣について日数はかかるというご質問なんですけれど

も、災害時においてDWA Tが来るまでの対応についてでございますが、役場職員でも当然支援のほうはさせていただく予定となっております。ただし、役場職員とDWA Tでは役割が違いますので、ちょっと説明のほうをさせていただきたいと思います。

役場職員の災害時の役割については、避難所の開設、運営、避難者の安否確認、物資配布や生活支援、要配慮者、高齢者や障害者、乳幼児の把握ですね。関係機関との連絡調整という形になっております。

一方、DWA Tなんですけれども、福祉専門職ですね、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャーなど、そういった方による支援ですね。要配慮者へのアセスメント、調査という形ですね。福祉避難所の移送調査、介護福祉サービスの専門的助言、避難所環境の福祉的改善という形で、それぞれ役割があるという形になっております。実際の災害対応では、DWA Tが到着するまでの数日間なんですけれども、これにつきましては、職員、包括支援センター職員、社会福祉協議会の職員、保健師など、応急的な支援を行うことが多いと聞いております。

ただし、役場職員では福祉専門職が不足しておりますので、その不足を補うためにDWA Tが派遣される流れになります。例えば避難所で高齢者が体調不良を訴えた場合につきましては、職員と保健師と連携しながら初期対応のほうをさせていただく予定になります。複数の要配慮者への継続的なアセスメントや福祉サービスの調整はDWA Tが専門的に行うといった形が想定されますので、そのためDWA Tが来るまで何もしないではなく、まず皆さんのお力ということで、自助、共助で助け合いながら、それでも不足する部分を町職員、自治体職員が対応させていただくという流れになります。その後、DWA Tが専門的な福祉支援を引き継いだり補強したりというのが基本的な考え方だと思っております。

こうした対応を円滑にするために、平時から地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携体制は強化して、またDWA Tとの連携などの対応の強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

馬場議員、5分ですので、まとめてください。

○10番（馬場千恵子） はい。部長の今のお話聞いてよく分かりました。特にこのDWA Tの目的とか役割については、先ほど言われたみたいに、避難所での生活の相談、そして介護

の見守り、環境調整などいろいろありますけれども、その中で今の状態が重くなったりとか、生活機能が落ちたりとかということも十分あり得ますので、二次被害をできるだけ防ぐということを進めてもらいたいというふうに思います。

その中で、包括とか社会福祉協議会、県のほうも社会福祉協議会とも連携して、県もやっているかと思うので、河合町においても先ほど1回目の答弁の中で、そのマニュアルづくりも進めていきたいというふうに言われたかと思うんですけども、そういったところで進めていってもらえるということで理解しているんですけども、よろしいですか。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 有事の際に備えて、平時からそういった形で調整していきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 重ねて言って申し訳ないんですけども、災害時に本当にサポートブックが必要になります。これについても正確にその状況を伝えていく。避難所の中でも、災害においても、支援の必要な子を守っていくということで、ぜひそれを広めてもらいたいというのに併せて重ねてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと最後の大和の礎についてですけども、部長のほうからいろいろと説明いただきありがとうございます。

それで、町として取り組めることということで、原爆パネル展のところでも遺族会の方がいろいろと遺品とかを提供していただいて、本当に戦争の悲惨さを伝えていただいているんですけども、それと併せてぜひこの大和の礎のこういうところがあるんですよというところも紹介していただきたい。検討するというお返事でしたけれども、ぜひ進めてもらいたいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 馬場議員のご質問にお答えします。

大和の碑について、私もこの馬見丘陵公園の中にあるというのは存じてなかったという本当に申し訳ないことでございましたけれども、町としても何らかの形で町広報紙などで、まずこの碑に対して、また河合町の遺族会の皆さんともお話を聞かせていただいて、今後どう

いうふうな形で町ができるのか、また町として取り組めるのかということも検討させていただきたいと思います。今後、検討ということでお返しをさせていただきます。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

これは馬見丘陵公園内にありますので……

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 馬見丘陵公園内にあるということで、これがどこにあるかというのがなかなか見にくい。案内板がないということで、どこにあるのかなということで私も探したんですけども、それに大和の礎までの案内、道しるべというのを町のほうから県に要望するとかというか、馬見丘陵公園の案内のパンフレットにも書いてくださいというふうに要望するとかというのか、そういうのは町としてはできにくいものなんですか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 原爆パネル展での紹介の検討と連動するところと思われますので、お答えさせていただきます。

この大和の礎の銘板に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、町所有ものではございません。設置されているところも河合町ではございませんけれども、そういうご意見としての県への声かけについては併せて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、2分ですので、よろしく頼みます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この大和の礎について、やはり戦争の悲惨さを二度と繰り返さないという意味で多くの人に知ってもらいたいという思いで今回質問もさせていただきました。紹介もしていつてもらいたいというふうに思って質問したところでございます。どうかよろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

これで暫時休憩いたしますけれども、昼1時半から再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

本日の一般質問は、録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

◇ 長谷川 伸 一

○議長（疋田俊文） 9番目に、長谷川伸一議員、登壇の上、質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、長谷川伸一が通告書に基づき一般質問を行います。

今回は4点お尋ねします。

1番目、固定資産税の課税漏れ調査について。

穴闇135の1案件発覚後、2年になります。昨年6月に引き続き、この事項について2回目の一般質問をします。

質問①令和7年度課税対象となった建物の棟数と課税標準額は幾らですか。

②令和6年度、7年度に新築として建築確認申請され、課税された棟数はそれぞれ何棟でしょうか。また課税評価額は幾らでしょうか。

③昨年6月議会で航空写真、地番図、ほかマップアプリをうまく調製して、課税漏れの有無を調査する旨の答弁でしたが、この1年間いかように調査を行いましたか。また、どの地区を調査しましたか。その結果、課税漏れの発覚はありましたか。詳しく教えてください。

質問2、ため池耐震化整備事業について。

令和5年度に薬井の上池、池部のコガモ池の耐震化工事を町の事業として行いました。佐味田地区の加明池、新池、今池の耐震化整備事業をどのように行うのでしょうか。3池の整備となると、上池やコガモ池よりかなり貯水量も大きく、堤体も高く、整備事業費はかなり

なものになると想定しております。河合町に代わり奈良県が整備してくれることは可能でしょうか。この3池の耐震化整備はいつ頃に実施する予定でしょうか。

3番目、不毛田川内水対策事業について。

令和7年度末に第1期調整池の整備工事は完了。令和8年、9年の2年間で第2期南側調整池を建設予定です。近年の異常気象により、奈良県全体、水不足の状況です。国管理の大和川の現況ですが、御幸橋から大輪田の沈み橋までの間、かなりの量の土砂が堆積し、不毛田川、佐味田川の樋門あたりに樹木が繁茂しております。これらの土砂、樹木の除却について、河合町は国にどのように要請していますか。また、県が管理している不毛田川ですが、上流域の広陵町と長楽あたりの不毛田川の整備事業は一向に行われていないように見えますが、どうなっていますか。早急に整備するよう県に強く要望してください。

第2期調整池整備事業ですが、当初の設計からかなり変更があるのではありませんか。工事の入札公告前に議会側に詳しく説明する考えはありませんか。今後の内水対策事業の内容についてお尋ねをします。

次、4番目、入札契約の競争性、透明性、公正性の確保について。

令和8年、9年度の入札参加資格の審査、申請の登録がありました。今回は建設部門で370業者、コンサルタント部門で293業者、物品、役務等部門で543業者となっています。参加資格選定審査会はいつ、どのような形で行いましたか。入札に関する要綱、要領を調べますと、建設工事請負業者選定要領はありますが、コンサルタントや物品、役務等に関する業者選定要領はあるのでしょうか。令和7年度の一般競争入札は3件、指名競争入札は45件行われています。町の入札結果一覧を引用しております。単価契約は除いております。指名競争入札のやり方ですが、河合町の場合、指名業者は事前公表となっています。事後公表にすることはできますか。競争性と公正性を考慮すれば、事後公表することが良いかとも考えますが、町の見解を教えてください。

今回は指名競争入札の在り方を中心に質問させていただきます。

再質問は自席にて行います。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私から、1点目にご質問いただきました固定資産税の課税漏れ調査についてから、順次お答えいたします。

まず、1点目の令和7年度の課税対象となった建物の棟数及び課税標準額についてでござ

います。

令和7年度の課税対象となった建物につきましては、6,811棟、課税標準額は270億4,004万7,000円となっております。

次に、2点目の令和6年度及び令和7年度の新築分についてでございます。

令和6年度の新築建物につきましては49棟、課税標準額は11億9,948万8,000円、令和7年度の新築につきましては50棟、課税標準額は4億8,763万6,000円となっております。

最後に、3点目の昨年6月議会以降の課税漏れ調査の状況についてでございます。

調査方法につきましては、これまでお示ししたとおり、航空写真の比較に加え家屋図や評価情報の照合といったことを行っております。これらにより確認が困難なものにつきましては、順次現地調査を実施する手順で進めておるところでございます。調査の進捗につきましては、西大和地区の住宅家屋から優先的に実施しており、この分については調査が完了しております。現時点において住宅家屋の課税漏れは確認されておられません。現在、住宅家屋以外の物件やその他の地区につきましても、継続して調査を進めているところでございます。町内全域の完了にはいまだしばらく時間を要しますが、引き続き公平公正な課税の確保に向けて着実に取り組んでまいるところでございます。

次に、4点目にご質問いただいております入札契約の競争性、透明性、公正性の確保というご質問に対してお答えいたします。

コンサルタントや物品、役務等に関する業者選定につきましては、現在、建設工事のような個別の選定要領というのは設けておりません。業者選定の公平性、透明性を担保するため、河合町建設工事請負業者選定要領を準用しております。指名競争入札等の実施に関しましては、河合町建設工事請負業者選定審査会、以下審査会と省略させていただきますが、この審査会におきまして、案件の特性や履行能力等を総合的に審議し、適正な業者選定に努めておるところでございます。

入札参加資格選定審査につきましては、審査会を経て参加資格選定というのを行っており、ところでございます。直近の令和8年、9年度分の参加資格審査申請では、申請要領の策定段階に登録に必要な要件や確認書類について、令和8年1月に開催した審査会において協議決定しておるところでございます。

次に、その審査要領に基づきまして、入札担当者が提出された書類の確認を行い、名簿を作成いたします。その後、作成した登録名簿の内容を再び3月の審査会にて報告し、その名簿を確定させ、指名業者の選定に供するという手順でございます。

最後に、指名競争入札における公表方法についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の事後公表につきましては、談合の防止や競争性の向上を図るための手法として、多くの自治体で導入検討がされているものであるということは承知しておるところでございます。現在、本町が事前公表を採用しておりますのは、入札の手続における透明性を確保し、関係する職員に対する不当な働きかけや口利き行為等を未然に防ぐという観点からの運用でございます。本町といたしましては、公共工事の入札及び契約の適正化を念頭に置き、競争性と本町が重視する公正性、透明性をいかに両立させるかが重要であると考えております。今後はほかの自治体における導入効果や課題を調査するとともに、本庁の事務体制に照らした運用上の留意点等を総合的に精査いたしまして、よりよい入札環境の構築に向けた検討材料として受け止めてまいります。

以上でございます。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） それでは私より、2点目のため池耐震化整備事業についてと、3点目でございます不毛田川内水対策事業についての大きく2点に関してお答えさせていただきます。

まず、ため池耐震化整備事業についてでございます。

佐味田地区にある加明池、新池、今池の耐震化事業についてですが、防災重点農業用ため池の防災減災事業として、3つのため池をため池群という一つの枠組みとして位置づけ、下流への影響や決壊時のリスク、配水系統、地域防災上の優先度を踏まえて、効率的、計画的に耐震化を進めることを目的に、現在、国の補助制度の活用に向け協議を行っている状況でございます。なお、ため池群として採用された場合には、事業主体は奈良県が実施する県営事業という位置づけになります。

今後のスケジュールにつきましては、本年度中に採択に関する協議を整え、令和9年度に奈良県より国へ採択申請を行った上で、令和10年度での採択決定を目指しておるところでございます。

続きまして、3点目の不毛田川内水対策事業についてお答えいたします。

大和川の土砂の堆積や雑木が繁茂している状況につきましては認識しており、近年では令和6年度に佐味田川との合流地点周辺におきまして、河道掘削が実施された実績がございます。しかしながら、依然として全体的に土砂の堆積が見受けられる状況にあるため、町とい

たしましては、継続的な対策実施に関して、引き続き要望してまいりたいと考えております。また、不毛田川の改修事業に関する進捗についてでございますが、現状奈良県におきまして、不毛田川周辺の土地所有者との境界の明示に関する作業と並行いたしまして、河川の線形や断面計画などに関して、長楽自治会と協議を進められているところでございます。長楽自治会との協議が終了した後、速やかに用地を取得した上で工事に着手すると確認しておりますが、町といたしましては引き続き奈良県と協働し、早期の事業完了に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、不毛田川流域内水対策事業の第2期工事に関してでございますが、当初の計画策定後におきまして、市場自治会より調整池の整備に当たり、避難道路の確保に関する要望などを受け、対応に努めるものでございますが、それらの計画内容などに関しまして、改めて議員の皆様方へ説明の場を設けさせていただきたいと考えております。

以上となります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと理事側には通告しておりますけれども、再質問の順番を変えさせていただきます。2番目のため池と3番目の不毛田川、次に課税漏れ第1番の事項、次に4番目の事項という順番に再質問させていただきます。

今回、ため池耐震化整備事業について再質問します。今回発行されています河合町防災ハザードマップを参考に質問してまいります。

ページ16と17には、馬見丘陵公園、佐味田地域のハザードマップが示されています。佐味田中央部に位置する今池、佐味田南部、ほのぼの公園の隣接の新池、加明池がございます。河合町内のため池の中では、かなり大きいほうでございます。それぞれの貯水量と池の面積を教えてください。また堤体の高さ、トップ、標高値も教えてください。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） まず、新池でございます。

貯留面積につきましては2,115平方メートルで、貯留量につきましては3,900立米で、堤の高さにつきましては3.8メートルになります。

続きまして、加明池になります。

加明池の貯留面積につきましては1万1,377平方メートル、貯留量につきましては3万

3,400立米で、堤の高さにつきましては5.9メートルとなります。

続きまして今池でございますが、貯留面積につきましては1万2,419平方メートル、貯留量につきましては3万7,300立米、堤の高さにつきましては6メートルとなります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。佐味田南部のほのぼの公園は、新池とか加明池がひつついた形になっていまして、合計で言いますと約3万7,000トンぐらいになります。両方とも、今池のほうも3万7,000トンあります。それで大体面積が1万2,000ですから、単純に計算すれば、満杯になれば水の深さは3メートルぐらいというふうに計算できます。

そこでお尋ねします。

このため池の耐震化に先駆けて、これらの堤体、今5.9メートルとか6メートルの堤体と出てあります。この堤体のあたりのボーリング調査は行っておられますか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） ボーリング調査につきましては、令和2年度に実施しております。
以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 令和2年度に実施のボーリング調査の結果、例えばこの間、長野南部、中央構造線の断層に関連する地震がありました。5月上旬に。このときにマグニチュード8.0ぐらいの想定はしておりまして、そのような地震が起きた場合、この堤体は耐えられるものかどうか調べておられますか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 令和2年度の調査結果の報告書によりますと、地震時の安全率というものがございまして、1.2という数字以上があれば安全という形になるんですけども、3池とも1.0以上はあるものの、震度4クラスの地震があっても直ちに滑り破壊等が発生し、貯留された水が流出等する危険性は低いとはされております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ご説明ありがとうございます。

震度4は度々ありますけれども、今回のフィリピンでもマグニチュード8.0かな、震度5強になっていますから、河合町の近辺には千股断層、それと大和川断層がございます。先般以前に質問したこともあるので調べたこともありますけれども、やっぱり震度5強ぐらいまでは想定しております、起きることは。そういったことになると、非常に危険性はあるという事で認識します。それでよろしいでしょうかね。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 長谷川議員のおっしゃるとおりだと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この防災ハザードマップの12ページに、河合町内の高低差図が表示されています。それによりますと、今池下流の佐味田集会所の標高は45.2メートル、それに計算していきますと、かなりで約80メートルぐらいの標高になるかと思うんですけれども、そういった中の高いところにある池が決壊すれば、その氾濫水がどのように流れるかいうのを想像したら分かるように、集落のほうに流れてきます。そこで、佐味田集会所の今池がもし決壊したとなれば、何分ぐらいで避難所としている佐味田集会所に着くか、届くか、到着するか。予想ですけれども教えていただけますか。想定で結構です。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 今池が決壊した場合でございますが、約2分から4分程度で住宅のほうに水がいくと推測はされております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今度ほのぼの公園のほうの新池、加明池の土手が崩落した場合は、佐味田川のほうに氾濫水が何分後に到着すると予測していますか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 新池、加明池が決壊した場合には、約4分から10分程度で住宅のほうに水が侵入するということと想定されております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。このような最悪というか想定外になるかも分かりませんが、大きな地震が来たときにはこういうことも考えておかなきゃいけないということとを理解しております。

そこで質問に触れますけれども、1階にある税務課の土地台帳を見ますと、これらの池は官有地となっています。私こういうのはあまり詳しくないんですけども、官有地となれば昔の国有地から官有地になったというふうに理解するんですけども、ぜひこれら3池の改修は、国の採択をもって県が実施していただくように、町としては強く要望していただき、また執拗に交渉していただき、何とか早く採択していただくようにお願いします。

ところで、もし河合町や国、県の主体になる事業となりますと、河合町の工事費の財政負担はどのような、何%ぐらいの負担になるか教えていただけますか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 奈良県が主体となった場合ですが、町の持ち出しにつきましては約16%の負担割合となります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。このような状況から河合町の財政を考慮すれば、ぜひとも国、県にお願いしての事業として進めていただくように、強くお願いします。

そこで、今回は佐味田集会所が指定避難所になっているけれども、氾濫水が2分から4分で到着するとなれば、いかに避難するかも、ちょっと頭の中にシミュレーションしておかなければならないと思います。このようになった場合、ため池が氾濫の場合は垂直避難が、高台に逃げてもらうということですね。これをどのように指導するのか、地元と協議されますか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） 私のほうからお答えさせていただきます。

垂直避難というところで、今回改めましたハザードマップにも記載させていただいてますとおり、こちらのハザードマップを地域の皆様にまずご理解いただくというところから進めていく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この質問に関しましては、最後にこれら3つの池の巡回による検査、監視とかそういったチェックを、町職員のほうも水利組合か農業委員会かどうか分かりませんけれども、年1回か2回は巡回、巡視していただくようにお願いします。

次に、不毛田川流域内水対策事業について質問します。

大和川の管理河川の整備につきましてご説明あったように、今回大和川の管理事務所のホームページをちょっと参考に調べさせていただきました。大和川は国の職員ですので、今回町との共同巡視、河合町の管理、管轄で共同巡視はいつ行われましたか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 大和川河川事務所との共同の巡視になりますが、5月に実施しております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 共同巡視した上で、どのように国の方は視察結果、感想を持たれて、今後の令和8年度、9年度の予算措置について何か報告はありましたか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 大和川河川事務所との巡視の中では、今後におきましての事業計画等のお話等はございませんでした。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 大和川事務所のホームページを見ますと、令和8年度は国の予算は約

63億円です。その中には斑鳩町のほうの三代川、目安のほうの調整池の工事も入っておりますから、その改修工事です。年間、通常の維持補修費が何億かあると思うんですけれども、その中から予算を使って、繰り出していただいて、これの工事もしていただくようお願いしたいんですけれども、そういった維持管理の補修はどこまで進んでいるかご存じでしょうか。ご存じならば教えてください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） すみません、今長谷川議員がご質問いただいています国の維持管理費というところについては確認できておりません。

ただ、共同の巡視の中におきまして、議員が言われております堆積土砂につきましては、三郷町のほうから順次、年々進められているという実績はあるんですが、やはりその大和川全域における河道掘削で初めて効果が生まれるというところで、河合町の部分については継続的に毎年要望はしておるんですけれども、やはり国といたしましては、大和川全域を捉えた中で、計画的に順番に進めていくんだという方針というのは確認しております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

今度は不毛田川の県が管理しています河川整備について質問します。

昨年6月議会、9月議会の大西議員の一般質問に関連しますが、今年度、県の予算でどのような改修を行うのでしょうか。奈良県から何か報告はありますか。教えてください。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 奈良県が実施する不毛田川の改修の今年度の事業ということになりますが、先ほどの部長の答弁があったように、土地所有者との境界明示や、河川の線形や断面計画に対して、地元自治会である長楽自治会と奈良県とで事業計画を進めているということになります。予算配分につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 実際の補修いうんですか、そういった内容は多分なかったと思います。

その点は今、長楽のほうの住民の方との協議も近々あるということになっていますので、河川の用地買収も一部あるみたいです。それは聞いております。

あと不毛田川への樋門、大西議員の質問した内容なんですけれども、樋門の1と2の間の樹木の撤去、これ非常に樹木が繁茂しています。これを何とか早くやっていただかなきゃいけないかと思っておりますけれども、この点どのように、また年1回の要望じゃなくて、改めて再度県のほうに要望するとか、そういう具体的なビジョン、方針はありませんか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 大西議員の一般質問で、不毛田川の雑木が繁茂している質問がございましたが、その後、奈良県とは不毛田川の要望を含めた町からの要望内容を整理した上で日程調整を行い、7月以降において現地確認を行った上で協議を行うこととなっております。以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 不毛田川については、もうこれで。時間の関係上、終わりにします。

今回は不毛田川内水対策の河合町がやっている第2期調整池建設工事についてお尋ねします。

今年は南側調整池、貯水量約1万2,000トンの工事が開始、9年度末までに完了の予定です。そうすると令和10年度以降、貯水量2万トンを予定しています第3期工事、北側の調整池の工事の予定になっていると思います。課題は買収ができていない用地があり、3期、この北側の調整池建設が大幅に遅れる可能性があるかと推測しますが、その点どのような見通しを持っておられますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今議員からご指摘いただきました、第3期工事として予定しております一番北側の調整池の用地買収の件につきましては、現状におきましてあと2筆、まだ今協議継続中でございます。10年からの予定というところで、今こちらとしては考えておりますが、できる限り今年度、令和8年度中に、用地の件に関して問題を解消したいというふうに考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。早期にできるだけ努力していただいて交渉してください。

それとまた橋、北側の調整池と中央の池の間の橋の建設はどのように進めるつもりでありますか。教えてください。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 北側に行く橋梁の架設ですが、北側の工事と同じ年度である10年度を目標に工事を進めていきたいと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと確認します。北側の調整池工事に橋の建設も含まれますか。それだけ言ってほしい。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 長谷川議員がおっしゃるように、含めて発注する予定とさせていただいております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 2番と3番目の項目の質問は、人命尊重と人命ファーストという意味で質問しました。

次に、1番目の課税漏れ調査の進捗についてお尋ねします。

質問①と②は町の活性度、町の活性度のバロメーターの一つとして、新築の棟数を尋ねました。49件と50件ですか、新築は分かりました。令和7年度の6,811棟、課税標準額270.4億、数字覚えていませんけれども、令和5年、6年と比べると棟数が減ってきました。ちょっと寂しい気持ちもしております。

次に、ニュータウンの西大和地区はどこ。具体的にどの地区を西大和地区ということで理解してよろしいか、教えていただけますか。

○税務課長（佐藤 愛） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤 愛） 西大和地域なんですけれども、一般的に西大和開発による土地区画整理事業完了地である区域と、その後に隣接して開発された区域となります。具体的には星和台、中山台、広瀬台、高塚台、久美ヶ丘、西山台、彩りの杜と大輪田の一部を実施しました。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 西大和地区、大体分かりました。

今回の穴闇135の1の案件が発覚したのは穴闇地区です。こういったことから踏まえまして、普通、私の考えが間違っているかも分かりませんが、穴闇地区とか今の佐味田地区では、地元住民の協力と議会で地籍調査が行われています。この佐味田地区での建築物課税漏れ調査をするのが先だと思うんですけれども、そういう考えはなぜなかったのか教えていただけませんか。

○税務課長（佐藤 愛） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤 愛） お答えします。

まず、西大和地区から始めた理由なんです、限られた人員の中でより効率的、効果的に調査を進めることをまず考えました。効果的、効率的な理由としましては、まず西大和地区は土地区画整理事業完了地であり、地番が規則的に並んでおり、建物位置の特定が容易であり、家庭情報、航空写真情報、地番図の情報を合わせて調査する、効率がよいということと、次に、建物が密着、集中して建っているため、作業効率が高く、課税漏れ家屋を抽出しやすい。あと道路の幅が広く現地調査がしやすいと、こういった理由から西大和地区から始めました。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今課長から真摯に答えていただきまして、一番の理由はそういった職員の数だと思います。手が多ければいろんなところに行けるんですけれども、限られた人数で、今回も税務課のほうも人は増えていませんし、そういった面が大きな理由だと思います。

ただし、よく考えてください。今回の穴闇135の1の案件は、どちらかというと市街化調整区域的なところであって、そういった昔のはなっていますので、やっぱりそのほうから

先に、例えば今申し上げたように佐味田地区とか、地籍調査やっているんですか。そういったところからやるべきと僕は思います。

今後、小野部長がおっしゃっていたように、引き続きやるということになっておりますので、しばらくまたタイムスケジュールも決めていただいて、早期に調査を継続していただいて、また議会側に報告していただくようにお願いします。これでこの1番目、課税漏れについては質問を終わります。

次に、4番目の入札契約の競争性についてご質問します。

今回、参加選定審査会等の説明はいただいて理解できました。今後、業者のほうの選定もよろしくお願いします。

そこでお尋ねします。

今回の入札参加資格の業者の内訳、建設、コンサルタント、物品、役務の種目ごとの町内、町外県内、県外の業者の数を教えてください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 参加事業者の件数について報告をさせていただきます。

まず建設、建築の部分から申し上げます。370件中町内業者が26者で、県内業者としましては197者、最後に県外の業者147者となっています。

次にコンサルタントの事業数ですけれども、こちらに関しては293者中町内業者はゼロ件、1件もございません。県内の業者としましては229者、県外の事業者が64者となっております。

最後に物品、役務の事業者なんですけれども、543者中町内業者が27者、県内業者が247者、県外業者としては269者、以上になります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 令和8年9年のこの2年間の町内業者は、建設が26社と物品のほうは27者と。これは前回当たり増えているか減っているか、教えてくださいませんか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 建設に関しましては、前回の町内の登録者数というのは27社であり

まして、今回が26ということで、事業者減となっております。

物品、役務に関しましても、前回の令和6、7年の登録に関しましては28者から、今回が27者ということで、どちらも1者ずつ減少しているという状況です。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 26、27者の現状、1者減ということですね。

河合町のホームページで掲載しています一般競争と指名競争入札の入札の結果表を各年度見ますと、建設工事や物品購入に係る指名競争入札の中に、町内業者のみ指名しているケースが散見されます。どのような根拠から町内業者のみ指定しているのか、公平性の観点から疑義があります。この点も含めて町の見解をお示してください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 指名競争の業者選定につきましては、建設工事請負業者選定要領に基づき選定を行っております。町内業者の育成の観点から、もし仮にそういった業者数が確保できないということになりますと、範囲を広げて指名業者を選定するという形になっております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） またこれ、この一般質問の場で、特定の個々の入札内容をこの場では申し上げられませんが、指名業者が3者しかないのに、同じ工事の内容で3分割して発注しているということも見られます。こういったことになれば競争性が欠落するのではありませんか。この点について、町の考えを再度教えてください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 地元業者の部分で言いますと、町内業者の育成というのがまず重要となってきます。一方で、競争入札の原則である公平性、適正な価格というのも重要にはなっていないと思います。このため、そういった町内業者の育成配慮を行いつつ、一定規模以上の工事に関しましては一般競争入札を活用するなど、適正な競争環境の維持とバランスを図って

運用しております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 言葉で町内業者の育成の定義というんですか。河合町はガイドラインを作成していますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） ガイドラインというのはありませんが、選定要領の趣旨に基づき、育成の形でさせていただいております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 個人的にも町内業者育成の重要性はよく理解しています。このようなやり方で発注することは、真の町内業者、企業の育成にならない点があるんじゃないでしょうか。町の考えをお示してください。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 町内業者の育成に関しましては、本町の維持可能な発展に欠かせない重要なものであると認識をしております。まずそういった地元業者への発注というのは、支払われた代金、それが町内で消費、投資される、そういう地域の経済の循環というのを促し、雇用の維持や経済の活性化に大きく寄与をいたします。また安定した経済基盤があるからこそ事業を継続することができ、災害時や日常の緊急トラブル、そういった場合にも、地元を熟知した業者さんに迅速に駆けつけていただくと、そういったことが可能になると。つまり、地元企業、町内業者の育成というのは、いざというときの防災、減災力のそういった力を高め、住民の皆様の暮らしを守ることに直結してまいります。地元業者の健全な発展を支えるということは、将来にわたり河合町が持続可能なまちづくりを進める上で、必要不可欠な取組であると考えております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 課長さんのご説明、よく分かります。そうなれば、育成といえ、例えば建設は土木とか舗装とかにはランクがあります。A B C D、A B Cとランク。それと経営事業者の総合評定値P点があります。そういった内容で、過去例えば河合町5者建設があって、そのうち何者がランク上がりましたとか、そういうのは検証しておられますか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 地元業者の育成ということの検証ということなんですけれども、確かに業者育成というのが目的であるならば、その目的が果たされているかという観点で検証することはとても重要なことだと考えております。例えば、一定の期間ごとにその経営状況、あとおっしゃった経営審査事項の結果、そういったものを踏まえて、他の市町村でも同種、同事業の受注の状況であるとか、民間での受注状況などを踏まえて、そういったことは今後検証していく必要はあると考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 総務部長、今後検証していきますじゃなくて、例えば以前、何年か前に生駒に行って生駒の契約の方とお話ししたときには、河合町のある業者が生駒にも登録しているとか、そういうふうに他市町村でも登録しているとか、企業が活動を広げていると。そういった資料もやっぱり同時に、それは今後検討しませんが、しておかなければならないのではありませんか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） しておかなければならないのかもしれませんが、現状としてはしておりません。申し訳ございません。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今度はちょっと視点を変えまして、河合町の建設工事下請負の適正化に関する要綱を、河合町は作っておられます。もう何年か前ですけども。これでちょっとお尋ねします。

一括下請負の禁止は規定されています。その中に、町はどのように下請負の状況を毎年チ

ェックしておられますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 下請の部分に関しましては、入札の公告時なり説明のときに、こういった一括下請の禁止という形で、それはしてはならないということで事前にお示しさせていただいた上で、入札の実施をさせていただいているという形になります。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員、5分ですのでお願いします。長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

例えば工事もいろいろあります。130万円以下の随意契約から1,000万円、2,000万円、5,000万円以上の一般競争入札契約に準じる事業もございます。例えば1億円の事業になれば1億円の事業になって、一般競争入札すれば仕様書も見ていただいて、河合町もやっています。そのときに説明とか、また申請ありますよね。そういったときに、下請の例えば、僕は長谷川建設が入札したらBという下請、この分はBがやります。そういった内容も書類としては提出しているのでしょうか。そういうチェックはしているのでしょうか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 入札時においては、そこまでのチェックはできてはおりません。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 次にまたちょっと質問点変えます。

河合町の建設工事検査要綱も読ませていただきました。先般、心の交流センターの内装、トイレの改修工事が完了しましたので、何人かの議員と共に内部視察させていただきました。きれいにできていました。私自身としては予想以上にきれいにできているなと思いました、工事は。その中でも一部手直しを要する箇所がございました。このように、完了後の検査をどのようなやり方でやっているのか。たくさん工事がありますから、規模にもよりますけれど、この検査要綱でしたら決まっていますよね、課長級以上とか何とか。それをどのようにやっているか、教えていただけますか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 検査に関しましては、まず河合町建設工事監督要綱において、総括としまして、実際その工事の主管課長が総括監督を務め、残りの検査員というのが工事を主管しない課の係長級以上の職員によって工事を実施しております。

検査については、河合町建設工事検査要綱に基づいて、そういった体制で検査を定めており、仕様書や設計図書に基づいて、納品されたその成果物、履行された業務というのが契約どおりの品質、数量、性能を満たしているかといった性能の検査を行っています。土木工事の施工管理基準等に準拠した技術面、品質面のチェックをすることで、完成後の検査をチェックをさせていただいております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） お言葉を信じて、その都度その都度やっているということをお願いします。

残り時間ありませんので、今回指名競争入札の告示について、河合町は指名業者を事前公表しています。事前公表のメリットとデメリット、またもう一度、事後公表のメリットとデメリット、まずは小野部長のほうからご説明していただけますか。

実は事前公表をしておれば、3社、5社となれば、そのうち業者同士で話し合いされたとき、やっぱりいろんなことが起きるかと思うので、その点よく注意した方が良いと思います。事後公表ということも考えてはどうかと思います。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 本町が事前公表しているという部分につきましては、冒頭の答弁でお伝えしたとおりのメリットということで、思うには職員への不当な働きかけ、そういったことがなるべくないように、未然に防ぐという、職員を守るという観点に立って導入されたものであると承知しております。ただ事前に公表することによって、おっしゃったとおり、入札というものの全体像が業者さんから見ると分かりやすくなってしまいうところもありますので、近年そういう事後公表の部分に切り替えてらっしゃるような団体があるということも分かっております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） すみません、ちょっと私の説明が悪かったんですけども、予定価格とか最低制限価格とか、そういった事前とか事後じゃないんです。業者名の、例えば何とかの工事はA B C Dって名前出ています。その業者の名前を公表しないで5者とやっておれば、A B C Dで4者となれば、4者で話し合われたらどうしようもないでしょう。そういうこと。もう一度その点を教えてください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 指名業者の事前公表ということですね。

○7番（長谷川伸一） 業者名。

○総務部長（小野雄一郎） 業者名ですよ。ですので、事前にその指名業者を公表することにより、入札が執行される全体像、どのような業者さんが指名されているのかというの分かるということは、結局はその業者さん同士の競争性、そういったものが失われる可能性があるのではないかと。結果として、その裏返しとして公表しないことによって、業者さんからは入札の全体像が見えないので、競争性が今よりも確保できる可能性はあるのではないかと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） もう時間ありませんので、あとまだ聞きたい国交省が実施しました調査結果、入札契約の適正化の促進に関する法律の実態調査の結果、令和5年度の実態調査の結果も質問したかったのですが、時間ありませんので、この件については次の機会にまたさせていただきます。

今回の1番目と4番目の質問の趣旨は、河合町の財政状況も鑑みながら、入るを量りて出づるを制するという思いと、また今回4番目の契約についてはいろんな、国もやり方が違うし、県自体も違います。兵庫県は事後公表しています。奈良県は全体的に事前公表しています。そういうふうにはばばらでございます。どれが正しいかどうかは、はっきり言って決められません。そういった内容から、河合町独自でももっと検討していただき、今のままでいいかどうか、契約の在り方、進め方、もう一度協議していただいて、また改善していただくようによろしくお願いします。

これをもって、長谷川伸一の質問を終了します。

○議長（疋田俊文） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（疋田俊文） 10番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範が、議長のお許しをいただきまして、一般質問
事前通告書に基づきまして質問をいたします。

質問事項としましては3点用意しております。

まず1点目、河合町地域防災計画の改訂をという形で質問をさせていただきます。本文を
読ませていただきます。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて各都道府県や市町村が策定する、防災に関する
総合的な計画です。この計画は策定することにより、地域防災計画制度に基づく地区計画
を盛り込むことや、ハザードマップの改訂基準とすること、加えて総合防災訓練の方針や具
体的訓練内容を決定する根幹とすべき計画です。ハザードマップは令和8年3月に2度目の
改訂が実施されておりますが、根幹とすべき地域防災計画は、平成31年以来、7年間改訂さ
れておりません。以下の内容を質疑し、改訂計画の有無を確認いたします。

1つ目、改訂の計画はあるのか。

2つ目、改訂時期や内容精査の決定権者は誰になるのか。

3番目、改訂時期はどの機会が適当であるか。

4番目、先行して改訂、策定しなければならない事業、事案はないか。

以上4点、事前に質問をさせていただいております。

続きまして、質問事項2点目、河合町立文化会館（まほろばホール）を休止するなら、そ
のケアをという意味合いで質問をさせていただきます。

現在、河合町立文化会館は無期限の休止中です。休止に至った経緯は非常に残念なこと
であり、今後はその存続や基本的な考え方や方向性を、全ての世代の町民の声を寄せていただ

き、決めるべきときが来たと考えております。本来休止の方針を決定した段階で、休止により利用できなくなる町民へのケアを打ち出すべきであったと考えます。以下の内容を質疑いたします。

1 点目、休止を決定した際に、全ての部署がどのようにケアすべきか方針検討させなかったのか。

2 点目、現在も休止中の方針を打ち出すことはできないのか。

3 点目、現在まで休止中の方針を打ち出せないのは、短絡的な廃止論者のレッテルを貼られることを危惧してのものなのか。

4 点目、その存続や基本的な考え方や方向性を打ち出すプロセスをどのように考えているか。

この4点を質問させていただきます。

最後の質問になりますが、3 点目、行政政策全般の一次情報と二次情報の取扱いについて、質問をさせていただきます。本文を読ませていただきます。

地方自治体において、政策や予算を決める仕組みとして、首長と議会の二代表制が法整備されています。メリットとして、権力の暴走を抑制するチェックアンドバランスがあり、デメリットとして、意見対立によって妥協点が見いだせず町政が停滞してしまうことがあります。行政政策方針や議案内容の事実確認のため、議会での首長答弁は、1 点、情報の明確化、2 点、適法性と妥当性のチェック、3 点、監視と是正の促進といった重要な役割と機能を持っており、その答弁が改ざんされていない大元の情報としての一次情報の位置づけになると認識しております。

かねてより、河合町政においては、首長と限られた町民との面談によって方針が吐露された内容が独り歩きする、または各議員の偏った解釈や主張に沿った発信などの二次情報が、あたかも大元の情報である一次情報となり、または一次情報を確認できない状況がありながら政策決定されているおそれがあります。この原因は、いわゆる裏取りができない議会中継録画配信の不備に起因していると考えます。以下の内容を質疑いたします。

1 点目、一部町民の、町長が言ったことなんだから決定事項だろう、何の問題があるのといった論調を、どのように認識していらっしゃいますでしょうか。

2 点目、「私個人としては」といった町長の公私を使い分けた言動に町民は心配しているが、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

3 点目、議会審議の一次情報である本会議、委員会の議事録、中継録画データ配信をどの

ように位置づけていらっしゃるでしょうか。

ご答弁いただきたいために、町長を指名しまして質問をさせていただいております。

以下、再質問、追加質問につきましては、自席に戻りまして質疑をさせていただきます。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 議員のご指摘のとおり、町長と議会の二元制代表の下、互いに緊張感を持って機能させることは、民主的かつ透明性の高い町政運営の根幹であると思っております。その中であって、議会における答弁や審議の記録が、改ざんのない正確な一次情報として重要な役割を果たすというご認識については、私も同感であります。これらを踏まえ、順次見解を述べさせていただきます。

1つ目のご質問ではありますが、私は行政の執行機関の長であり、日々の公務や広聴活動において、多くの町民の皆様から直接ご意見を伺い、また町政への思いや将来の展望を語る機会がございます。その中での発言が特に決定事項であるかのように受け止められてしまうケースがあることは認識もしておりますが、しかしながら、地方自治体における政策決定や予算の執行は、町長個人の発言のみによって成立するものではございません。担当部局による法的な精査や財政的な裏づけ、そして何より町議会における慎重なご審議と決議を経て、初めて正式な決定事項として執行されるものでございます。私の発言が独り歩きし、誤解を招くことのないよう、正式な政策決定のプロセスや予算の内容については、広報紙やホームページなどを通じて、今後とも丁重にかつ正確に住民の皆様にも周知し、情報発信の適正化を努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目のご質問でございます。

私は一個人の立場として意見を述べることに、また行政の長としての公式な方針を表明することは、厳格に区別されなければなりません。私は様々な場において、「私個人としては」と言い添えて発言する場合、それは正式な行政方針の決定ではなく、あくまで一人の政治家、あるいは住民としての個人的な見解や、また今後の可能性を模索する段階の試案を示しているものであります。これは多様な民意を酌み取るための対話の手法として用いていることが多く、それが行政の正式な方針であるかのような誤解を招き、町民の皆様にも不安を与えてしまうことは、私個人としては本意ではございません。また重要な行政政策の方針決定においては、臆測や二次情報に基づき進行することのないよう、庁内の正規な手続を経て、議会をはじめとする公の場において、責任を持って公式に証明をしていくべきものであると考えて

おります。

また、最後に3点目のご質問でございます。

本会議の議事録につきましては、地方自治法に基づき作成が義務づけられている公的な記録であり、録画配信データについても、町政の透明性を確保し、住民の皆様への説明責任を果たす上で、一定の役割を持つものであると認識をしております。しかしながら、これら議事録の公開方法や録画配信、データの配信環境の在り方、運用の詳細につきましては、議会の権限に基づき、議会においてご決定をされるべき事項であると考えております。執行機関側といたしましては、今後の情報公開の在り方やシステムの更新などについて、議会において方針をご決定いただいた際には、その方針や要望に基づき、必要な予算案の調整を含め、円滑な実施に向けて検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは私から、1点目にご質問いただいております河合町地域防災計画の改訂につきましてお答えいたします。

まず、1点目の改訂計画はあるのかというご質問でございますが、地域防災計画は、災害対策基本法の改正や県の防災計画の修正、過去の大規模災害から得られた教訓など、改訂を行う必要があると判断した場合に改訂を行うものであると認識しておるところでございます。

2点目の改訂時期や内容精査の決定権者についてというところでございますが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づきまして、市町村防災会議にて必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと定められておるところでございます。河合町防災会議条例並びに同運営規程により、防災会議の所管である危機管理課において、最終的な改訂時期や内容を精査させていただきまして、最終的な決定権者は、防災会議の会長である町長となることになります。

3点目の改訂時期はどの機会が適当であるかについてというところでございますが、防災気象情報や県防災計画の大幅な改訂、また現在県が進めております地震被害想定調査などの重要な基礎データの更新時、また町のハザードマップ改訂などのタイミングといったところが適当ではないかと考えておるところでございます。

4点目の先行して改訂、策定しなければならない事業についてでございますが、令和8年

3月の防災ハザードマップ改訂に伴いまして、新たな浸水想定区域が設定されておりますので、新しい情報を地域の実情に落とし込むために、各地域の地区防災計画の新規策定並びに改訂を進めていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうからは2つ目、河合町立文化会館（まほろばホール）を休止するなら、そのケアをについてお答えさせていただきます。

1つ目のご質問といたしまして、休止を決定した際に全ての部署がどのようにケアをすべきか方針検討されなかったのかについてでございますが、部署との検討につきましては、主に大ホールになりますが、令和6年度利用実績を基に、各部署間で主体の事業について検討いたしまして、町立体育館を代替施設とすることで検討を行いました。

2つ目、現在も休止中の方針を打ち出すことはできないのかにつきましては、令和8年度中に方向性を示させていただきます。現在方向性を示すために発電機の更新、電気設備、舞台設備、空調機器の劣化も含めて総合的に検討し、検討を深めているところでございます。

3点目、現在まで休止中の方針を打ち出せないのは、短絡的な廃止論者のレッテルを貼られていることを危惧しているものなのかにつきましては、まほろばホールにつきましては、奈良県に類のない文化芸術活動の印象的な音楽ホールであり、30年以上の知名度があることから、河合町のシンボルということとなっております。その中で、今後の発展に向けた展開について、令和6年の8月に運営協議会を立ち上げまして、協議を重ね、設備の状況や視察、稼働率の最大化についてなど、様々なご意見をいただき運営の向上に努めてまいりました。また様々な意見をいただいた中で検討を深めておりますので、物事を深く考えずに単純に結びつけているわけでは決してございませんので、ご理解いただけたらと思います。

4点目、その存続や基本的な考え方や方向性を打ち出すプロセスをどのように考えているのかにつきましては、プロセスの一つといたしまして、アンケート方式で意見を聞くこと、意見をいただくといったことや、多くの町民の意見を聞く機会等として、議論や討論ができる場を設けていけたらと考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） すみません、ちょっと書き取りのほうで時間かかりまして、間が空きまして申し訳ございません。

では、設問ごとに追加質問、もしくはご答弁いただいた内容の確認のための質疑を進めさせていただきます。

まず1点目、河合町地域防災計画の改訂をという形の部分の（1）でご回答いただいた内容を確認したいんですけども、いろいろ条件を出されていたと思うんですが、まず大きくくりとして、これ7年間改訂されていない。またご答弁の中にもあったんですけども、ハザードマップ、その間に2回発行と改訂されているんですよ。機会はあったと思うんですけども。これ大ざっぱな形で結構ですが、何でこれ改訂していなかったのか確認したいんです。これもしかすると完全に抜け落ちていたんじゃないのかと、私は心配しているんですね。いかがですか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

地域防災計画を修正する場合は、防災会議にかける必要があります。議員お述べのとおり、防災会議をずっと開いていない実情はございます。その理由といたしましては、どのような形で何があったら地域防災計画を変えていくのかという具体的な中身が、あまりきちんと定められていなかったのが原因ではないかと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町長にちょっと確認させていただきたいんですけども、町長ご自身で選挙公約上に防災減災って文言載せているんですよ。その中で、厳しい選挙の中をくぐり抜けて晴れて町長に選ばれて、町長として3年と何か月になるんですかね、従事されております。当然その公約を掲げている中で、この防災減災の部分についての根幹の部分、こちらの部分どうなっているんだろうというものは、前任の副町長も含めてチェックすべきことだったと思うんですよ。これに関しては、所掌の人間に頼り切っているだけではいけなかったと思うんですね。細かい話をさせていただきますが、現在、後で確認させていただきますけれども、各大字・自治会において、地区防災計画を提出を促す運動といいますか働きかけをしているんですよ。その中で約半数ぐらいですかね、後でご答弁いただきますけれども、

防災計画出されているんですよ。しかしながら、出してそのまま終わりというわけじゃないんですよ。これ仕組みを考えてほしいんです。地域防災計画というものに反映させるために、防災会議開かなくちゃいけないんですよ。そういった一連のスキームというものをご認識いただいて、今後はしっかりと町政を、防災の減災の部分、根幹の部分も含めて定めていただきたいと思いますと思うんですけれども、どのようにお考えですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員のご質問にお答えします。

恥ずかしながら本当にこの防災計画、7年もの間、見直しをされてこなかったというのは、就任以来分からなかったというのは、本当に申し訳ないことだと思っております。今回の質問を通じて、防災対策に関して、今後担当部局としっかりと協議をし、必要に応じてご指示いただいた様々な防災対策の事業推進を図ってまいります。また、議員からご指摘いただいております町の防災計画は、長期にわたり改正が行われていない実情は把握しておりませんでした。そのことを真摯に受け止め、計画改訂を進めていきたいと考えております。今後しっかりと防災計画、地域の皆さんと共に取り組んでまいりたいと思います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 本当に町長のお人柄が十分に出ているご答弁だと思うんです。町長一人の責任じゃないんですよ、これ。前任の町長もいらっしゃいますしね。そういったところの部分でしっかりと、例えば引継ぎ事項としてしっかりと明示されていれば、これできているわけですよ。ですけれども、森川町長お人柄いいですから、全部自分の責任やという形でご答弁いただいたというのは、非常に私としてはありがたいものもありますし、好感を持てるところでございます。しかしながら、これ人の生き死にに直結する可能性があるんですよ。こちらのほうの部分については、細かくちょっと確認していきたいと思いますので、所掌部署のほうに質問のほうを移らせていただきたいと思いますと思うんですけれども、今現状において先ほど部長のほうで答弁ございましたが、改訂するタイミングというのはそれぞれあった、その要素があるとご答弁いただきました。これ必要充分条件、言わば申し上げていただいた内容全部が満たされないと改訂する気にならないんですか。そういった方針立てられないんですか。そこを確認したいんですけれども、いかがですか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 決して改訂に必要な要素といえますか、先ほどお答えした内容全てが満たされなければそういったことを進めないというわけではございません。事実としまして、本年度から改訂に必要な修正箇所の検討や、内容の確認等の作業を、今担当の部署で進めておるところでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そのような形で、指摘に基づいて進めていらっしゃるというところの部分については安心しました。事前に打合せをさせていただくに当たって、7年分の蓄積がありますから、改訂する部分を検討すること多々あるという部分を伺っております。しかしながら、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、県のホームページ上でも確認できるんですけれども、上位計画である奈良県の地域防災計画って、これ令和8年の2月に修正版出されているんですよ。その内容というのは非常に細かい内容、ここの部分を修正するよとなっているんですね。本当に多岐にわたってね。要は水分補給の仕方とか、何かそこまで書いてあるんじゃないかな、避難所の。そういったところも書かれているんですよ。これ確認されていますか、今。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

佐藤議員お述べのとおり、県の防災計画の改訂の内容は把握しております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 議長も一旦言葉に詰まったように、私常盤でございますので。佐藤議員という形でお答えいただいたんですけれども、防災減災となりますと佐藤議員の印象強いかもしれないんですけれども、私も頑張っておりますので、ひとつご認識いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、今のご答弁の内容で確認したいんですけれども、これ内容確認しているのであれば、そんなに時間必要じゃないんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがですか。改訂時期、検討、調査、コピーページでいけるんじゃないんですか。いかがですか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

確かに議員お述べのとおり、県の防災計画というのはもうホームページ上に公表されております。その中の部分、町の防災計画として必要な部分に当てはめていくという作業に関しましては、そこまで大きな負担はないのかなと思っております。ただ、それ以外の部分、抜けている部分がまだまだあるのではないかというのはちょっと感じているところでございます。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私これ改訂を急ぐべきだというのは、今確認させていただきたいんですけども、大字・自治会のほうで出されている地区防災計画、一番最初に出されたの、多分高塚台地区だと思うんですけども、この辺りだと思うんですけども、一番最初にいつ出されてますか。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） お答えさせていただきます。

高塚台2丁目なんですけれども、令和2年6月となっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 大分たっているんですね。もう年数言いたくないぐらい、6年ぐらいになっているんですね。これイの一番に出されているんですよ。よくご認識いただきたいんですけども、その地区防災計画も古くなっちゃっているということをご認識いただきたいんですね。整合性ないじゃないですか。これだけの自然災害の激甚化、多様化が進んでいる中で、かつですよ、複合災害を想定する形で防災計画考えていかないといけないんですよ。どういうふうに役場の職員さんも動くか、またその役場の職員さんが動くに基づいて、地区の方々はどのように動くか。要は両方とも協同の形を取るわけじゃないですか。これ片手落ちになっているんですよ。ただ単に、はっきり言いますよ、計画だけ出させて、それを町のほ

うで認識していないって形になるんですよ。もっと言いますよ、総務部長と危機管理課長、お2人が認識しているだけじゃないですか。これではあかんんですよ。防災会議を開いて、町全体として地域の防災計画に組み入れて、それを基にこういう形で河合町全体として動いていきますよと、地区としては各地区こう考えていますよと、それサポートしますよってやらずにゃいけないじゃないですか。これ非常に大きな問題だと思うんですけども、どのように認識していますか。どなたでも結構です。

○副町長（松山善之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（松山善之） 河合町の安全、安心を守るということで、常盤議員のほうから非常に重要なご意見とご指摘をいただいております。

お答えいたします前に、少しだけ私、昨年度まで県庁職員しておりましたが、その中のそここの年限を防災統括室で危機管理もしておまして、実は熊本の地震の対応でありますとか、紀伊半島大水害につきましては、その後日の対応とかもしながら、いろいろな業務をしておりますので、そういったことも踏まえて私の意見を、これからの説明を少しお聞きいただきたいと存じますが、まずは河合町の地域防災計画自体の改訂は、もう議員おっしゃるとおりでございます。ただし、その地域防災計画の内容といいますのは、そもそも平素の間から災害にどのように対応するのか、あるいは起きてからどのように対応していくのか、またその後、復興期にはどのように復興していくのかということが書いておりますので、確かに7年間改訂はしておりませんが、その地域防災計画の全てのページが使い物にならないというわけではございません。逆に、大部分は使い物になるわけではございますが、一方では、例えば少し前までは電化製品の性能も随分違っておりましたので、地震になったら、まず揺れたら身の危険を顧みずに、火の元消しなさいだったと思うんですけども、これは耐震ブレーカーも発達してまいりましたし、家電製品も発達してまいりましたので、まずは身の安全を取ると。安全を確保する行動を先してくださいなどというふうに、いろいろと対応が変わってきている部分がございますので、これは当然変えるべきものでございます。ここはもうご指摘のとおりで、町長も先ほども申し上げましたので、早急に庁内で、まずは地域防災計画改訂に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

さて、議員もお述べいただいておりますけれども、それよりも何よりも大事なものは、私のほうが大事だと考えておりますのは、防災会議のほうでございます。この防災会議というのは、それぞれの都道府県でありますとか市町村で、首長をトップとして、地域のそれぞれの立場

のトップが集まって、防災について会議をする場でございます。場合によったら、本当に平和なときが過ぎれば、議題がないときもあるかもしれませんが、そのときには後援会でも講習会でも研修会でもいいので、とにかく年に1回以上は集まって顔を突き合わせて、顔の見える関係をつくって、その上で町の防災についてみんなで頑張ろうねということを確認し合う会議でございますので、これがまずは開かれていなかったということのほうは私は重視をしております、必ず開いてくださいということは着任早々、担当課に申し上げたところでございます。そこも含めまして、その地区計画につきましても、あるいは地域防災計画の改訂につきましても、この防災会議の所掌事務でございますので、防災会議をしっかりと開催をさせていただきながら、こういったものの改訂についても盛り込んでいきたいと存じます。

なお関連事項でございますが、奈良県庁のほうで今、地震の災害の被害想定というのをやっております。実はこれ前回、平成17年に被害想定をしてから20年間置いてあったといったことがございまして、これはもう県庁のほうもこれはまずいと認めた上で、今急ピッチで改訂作業をしております。こういったことも踏まえまして、こういった重要な案件があれば必ずそれを盛り込んで防災計画自体は変えていかなければいけませんので、そういった意味では、変えるということは申し上げましたけれども、それをどの時期にやるかというのは、多少このあたりの関連の事項の策定具合など、せつかくでありますのでしっかりと策定されたものを、中身を検証した上で反映させるという作業も必要になってくるかと思っております。したがって、防災会議は必ず年内にもやりたいと思っておりますが、それを踏まえた地域防災計画の改訂がいつ頃になるかということにつきましては、形式的な改訂については必ずいたしますが、根本的なものをどのタイミングでどこまでやるかということについては、そこも含めて早急に検討してまいりたいと存じます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） さすが見識が素晴らしいという形で、さすが担当されていたというところもあって、しっかりとご答弁いただきました。ありがとうございました。

ご答弁の内容を揚げ足取るわけではないんですけれども、やっぱりおっしゃるとおりなんです。古いからといって、全てのものが計画として無効になるかと、そうじゃないんですね。しかしながら、改訂しなければいけないタイミングと、それについて防災会議を開いて、軽微な変更で十分だとか修正で十分だとか、ここは重大なところだから直さないといけない

という、その根拠が今現状としては河合町にないというのはご認識いただければと思います。
その上でのご答弁だったと思うんです。

私としましては、部長のほうからのご答弁の内容でありましたし、今副町長のほうからもあったんですけども、地震災害についてを県のほうで今、一生懸命進めているというのは理解しております。しかしながら、河合町は2つの大きなリスクを抱えている状態なんです。1つは水害です。1つは地震です。この2つのうちの一つの水害の部分については、本来であれば水害バージョンと地震バージョンという形で2回ね。例えば、隔年で2年ごとに1年ごとに地震バージョンと水害バージョンで防災会議を開くとか、そういった形のやり方も考えなければいけないと思うんです。しかしながら、全く開かれていませんので、これからのグランドデザインはもう今ご答弁いただいた副町長、町長にお任せいたしますので、しっかりとその所掌部署のほうに指示いただければと思いますので、河合町の安全につながりますので、ひとつよろしく願いいたします。

細かい内容、1つだけ最後に確認、この項目で確認させていただきたいんですけども、河合町の防災会議条例の部分、これ私今プリントアウトして持っているんですけども、1つ気になる点がございます。目的という部分で第1条を定めております。この条例は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、河合町防災会議（以下防災会議という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とすると。何となく分かりにくいんですよ。これ本来であれば主文の部分の「第16条の規定に基づき」でいいんじゃないですか。これ第6項まで定めると開かなくちゃいけないですって書かれている文面でまとまっているんですよ。これは後で確認してください。これ整える必要があるんじゃないかなと私思いますので、後ほど確認いただければと思います。一つの宿題として提示させていただきます。非常に何となくですけども、法律で開かないといけないというから作っていますという感じの情報に、どうしても陥りがちになるんですよ。本来の目的というのは、今副町長おっしゃった内容だと思いますのでね。そうなりますと、条文の頭の第1項の部分に当たるのかな。そちらのほうが適当ではないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

では、この設問のまとめとして申し上げておきたいと思いますが、私が思うのは、古い地域防災計画を基に、地区防災計画ですとかほかの議員さんのご答弁の中でもありましたけれども、個別の避難計画を策定させている。そんな形では行政責任問われますよ。これは非常に大事に考えていただきたい、重大事だと思って当たっていただきたいと思いますので、くれぐれもよろしく願いいたします。

最後に、言質を取るわけではありませんけれども、言質を取るという意味合いもありますけれども、町長のほうでしっかりと所掌の部署に指示を出すという形でお答えいただきたいと思いますので、ご答弁いただけますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員のご質問にお答えします。

質問のとおり、地域防災計画は、災害時の住民の生命や財産を守るために、しっかりと災害対策本部の活動体制や、職員が迅速かつ的確に応急対応できる体制などを定めるものがあります。まずは職員の防災計画を理解し、非常時の行動が明確に把握できるように修正することが重要な点であると思いますので、改正作業について職員が主体的に取り組むことを基本として進めてまいりたいと考えます。また様々な問題を総括していく中で、外部委託についても、また防災計画の改正に伴う専門的知見や業務効率化を図ることができるのであれば、財政状況に応じて必要と現状を踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。非常に課題が大きいと思います。蓄積された宿題というのはいっぱいあると思いますけれども、何とかつくり上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の設問の部分について追加質問させていただければと思います。よろしいでしょうか。

（2）番のほうでご答弁いただいたんですけども、現在も休止中のまほろばホールですね、休止中の方針を打ち出すことできないのかというところの部分で、令和8年度中に打ち出すという形でご答弁いただいております。私としては、ここでちょっと触れておきたいのは、休止中になっている大ホールのほうになるんですか、あと小ホールですか。こちらのほうのメンテナンスって今どうなっているのか。予算書のほう、一応今年度の予算書のほうを見ているんですけども、これ図書館のほうでのメンテナンスという部分で計上されている形なんです。よって、休止中になっているホールの実際の稼働の維持とかそういったものというのは、もう完全に契約を打ち切って、委託業者との契約を打ち切って、もう完全に全く手つかずの状態で置かれている状態なのか。もしくは存続も考えて、しっかりとメンテナンスだけはしているんだと、今回問題になった箇所以外のところをしているんだという形の

ものなのか、確認させていただきたいんですけども、いかがですか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） メンテナンスにつきましてなんですけれども、必要最低限な法定な点検につきましては、令和8年度の予算を取りまして執行するということでもあります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 動作点検等は、その法定点検の中に組み込まれていますか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい。例えば必要最低限、消防の点検でありました年に2回を行います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 何というか幕、緞帳とかアンプとか実際音出るかとか。機械ってベアリング使っていますから、ほとんど、モーターもそうです。小型のモーターから大きなものでベアリング使ったりしているから、固着するんですよ。古ければ古いほど、一旦止めておくと、そのままそこが抵抗になって動かなくなる。要は再開に向けた形で考えていくんだったらという部分も選択肢としてあるじゃないですか。であれば、作動点検といいますか動作というのは定期的に行っておかないと、完全に固着して動かなくなって完全にぶっ壊れる可能性がありますから、その辺のケアって今どうなっているのか、改めて確認したいんですけどもいかがですか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） すみません、説明が下手くそで申し訳ございません。

今常盤議員からおっしゃっていただいたように、例えば舞台の点検は令和7年度まで行ってきました。今年度、令和8年度につきましては行わない予定をしております。またピアノの調律だとかについても点検は行わないということでもあります。行わない理由としましては、再開したときに点検等を行っていかうという考えであります。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） まさに危惧しているところの部分なんですけれども、大丈夫ですかね。

別にプロが何秒でボタン押したら何秒で落ちてくるとか上がるとか、そこまで求めているんですよ。たまに動かしておくとかしておかないと、完全にそれ新品に交換しないといけな
いとかという形になりますのでね。そこはケアしていただきたいと思います。

続けて質問させていただきたいんですけれども、休館前までに配置された人員の職員さん、
それはどういう形に今なっているのか確認させてください。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 文化会館、まほろばホールに2名は常駐していましたが、今は
全くいないといったところであります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その方々は今どちらのほうで、どういう形のものに従事されているんで
しょうか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 1名につきましては退職されて、もう一名の方はスポーツ振興
係のほうで勤務しております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 退職の事由としてはどういう。休館に伴って働き場所がないからという
形で退職を勧奨させたとか、そういう形じゃないんですね。自主的なものですか。いかがで
すか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

1名につきましては、文化会館が休館になるということで、4月以降の働きにつきまして

はございませんという話をさせていただいた上で、退職を希望されたというところでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そうなりますと、非常に残念な結果であったという形にはならざるを得ないのかなと思うところでございます。

続けて、3番の部分でご答弁いただいた内容を基に確認したいと思うんですけれども、これ昨日関係するような形で、他の議員の方が質問されていらっしゃる中で、副町長のほうからご答弁あって、私もその部分については。そのご答弁の内容については注視している内容でございましたので、私自身もその部分を追加質問で用意させていただいたんです。私としては、これはちょっと言葉として非常に厳しい言葉というか、短絡的な廃止論者のレッテルを貼られることなんて、こんな表現使っておりますけれども、私としては単純なものじゃないと思っているんです。一つの文化会館、施設を存続させるか継続させるか、そういった一つの事象の問題じゃないと思うんです。一つの施設を存続させるとかという事案じゃなくて、これ町の公共施設全部含めたファシリティーマネジメントを含めた将来的な税の再分配、真剣に考える問題だと私は思っているんです。そこには他町の文化会館の共同管理も含めて、視野に入れて検討すべき事案と考えているんですけれども、今現状においてこちらのほうにその資料があるんですけれども、都市計画のマスタープラン、こちらのほうの第4章第1項に連携協働によるまちづくり、その中の（2）番に、周辺自治体との連携という項目がございます。文面のほう、時間ないんですけれども早く読ませていただきます。

隣接する北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町、生駒郡斑鳩町、安堵町及び磯城郡川西町、三宅町の自治体との連携を図り、都市整備の一貫性、一体性の確保や施設の共同利用等を検討しながら都市計画を進めますとあります。これ当然検討事項の一つに当たってくると思うんですけれども、認識としてありますか、ご答弁いただけますか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 都市計画マスタープランの第4章、今常盤議員おっしゃっていただいたことについては認識はしてなかったんですけれども、ただそのホールの連携につきましては、令和7年10月から広域連携ということで始めさせていただいております。その上で連携取っていると、その対象施設といたしましても御所市だとか香芝市だとか、この近隣

で言えば上牧、王寺、広陵と葛城市といったところで広域連携、ホールの広域利用ができる
といったところであります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） これ副町長にお答えいただきたいんですけれども、私は施設を最適化するために見直しを図っていかなければいけないって、ずっと言い続けているんです。ところが、今のような話しますと、先ほどの課長答弁のような形ですとか、または別の部署ですと前向きに考えますとか、そういう形の答弁で一貫性がないんですよ。これ部署ごと、また部長ごとに考え方が違うし、またその部長もルーツが違うから、考え方が若干ばらばらになるんですよ。これ、できればね副町長にまとめ役になってほしいと。施設再編のためのファシリティーマネジメントを考えていくんだという部分で、音頭役といいますかまとめ役をやってほしい。そうでないと各部長にそれぞれ考えがあってまとまらないんですよ。それに対して町長に上申されていく内容が、また何ていうか優先度がもうめちゃくちゃになっている、そのように見える形であるんですね。ぜひそこを担当していただきたいと思うんですけれども、ご検討いただけるかどうかご答弁いただけますか。

○副町長（松山善之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 松山副町長。

○副町長（松山善之） 既に、昨日も坂本議員のご質問にお答えする形で、そもそも財政健全化計画を考える上では、施設全体の在り方についてもしっかりと見通さないと答えを出せないということは申し上げているわけでございますので、そういった意味合いにおいてはしっかりと、庁内一丸となって全体を見ながら検討に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、5分ですのでお願いします。常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。残り5分ということで、まとめの部分に進めさせていただきます。

ファシリティーマネジメントという言葉と考え方と、施設管理って明確に違うんですね。あるものに対して管理を進めていくというものではなくて、ファシリティーマネジメントというのは施設や資産、その最適化を図ることを進めていかなければいけない。町民によっては反応があるかもしれません。この場所がないと困る施設があちらに移ってしまうのは困

るとかね。そういったものを踏み越えていかなければいけない形で、最適化の中であると思うんですね。考えなければいけないのは、一つの敷地の中にある施設を生まれ変わらせて複合施設にするのですとか、または大きく建て替えを行って、また新しい敷地を購入して大きな複合施設、そこにいろいろな所掌されている部署のものをまとめて施設として置く、そういった考え方もしていかなければいけないと思うんですよ。また、それができてなかった、それがあまりできていなかったからこそ、今現状で本当に自分も自分の責任でもあるかなと思いつながら、いつも町内の道走っているんですけども、草はぼうぼうだし、ガードレールからも樹木が突き出ている形で車を走らせる。当然歩道の確保なんかできていない。これで本当にきれいな町と言えるのかと。もっと言えば、昨日の議員の中でもありましたけれども、駅の近くの公共のトイレが黄ばんでいると。黄ばんでいるというか黒ずんでいると。これはメンテナンスの機会が少ないから、どんどんかびてくるんですよ。これ古いとか新しい話じゃないんです。いつもきれいにしていれば、そんなふうに黄ばみなんかついてこないんです。道もそうです。私としては、税の再分配としてきれいな町を目指すという形だったら、あしたからでもできるんじゃないですか。草刈りの頻度を上げるとか伐採の頻度を上げて、この町走るときはすごく見晴らしよくて走りやすいよねって、そんなことはできると思うんですよ。ところが、できない。これは抱えている借金があるから。それもありますし、施設の存続をしっかりと考えていないからだと思います。そういったところについては、今後しっかりと考えていただきたい。また、一つ一つの部署の問題じゃないんですよ。これ町全体の行政職員全員の問題だと思いますので、しっかりと副町長に音頭を取っていただいて、進めていただければと思います。

また、それに対してご答弁ありましたアンケートを実施するのですとか、教育部長のほうからありましたけれども、これ町全体として行ってくださいよ。私としては求めたい。やり方としては、ホームページですとかSNS開設だけじゃないですよ。高齢者の方から小さなお子さんまで興味を持ってもらう、関心を持ってもらうために、回覧版にするぐらいね。大字・自治会に依頼して、こういう感じで考えているんですけども、施設の最適化を図るために皆さんにちょっと考えを聞きたいんだと、そういった形も行うべきだと思いますけれども、いかがですか。その辺ご検討いただけますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員の答弁にお答えさせていただきます。

本当に常盤議員のおっしゃるとおりだと思っておりますし、本当に金がないだけで何もしないというのでは駄目だと私も感じておりますし、この今の財政をまず何とか立て直してということで、この３年間やってまいりました。残すこの１年でしっかりと、この文化会館をはじめ様々な施設の大規模改修もやっていかなければいけないと。その中で、住民の皆さんのご意見も、また議会の先生方のご意見も、またご審議もいただいて、財政措置をしながら計画をまたご相談させていただいて、住民のコンセンサスをしっかりと取らせていただきますように、頑張らせていただきたいと思います。どうかこれから住民の皆さんやまた議会の先生方と共に、この町のしっかりきれいに美しい施設にしていきたいなと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○２番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、１分ですので。よろしくお願いします。

○２番（常盤繁範） 分かりました。まとめさせていただきます。

ご答弁いただきましてありがとうございます。建設的な形でご答弁いただいていると認識しております。設問３については継続の形で、また一般質問に上げさせていただければと思います。

以上で、議席番号２番、常盤繁範の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 ３時２８分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 岡 田 康 則